

官報

平成十七年六月八日

○第百六十二回 参議院會議錄第二十四号

平成十七年六月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成十七年六月八日

午前十時開議

第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

第二 平成十五年度国有財産増減及び現在額總計算書

第三 平成十五年度国有財産無償貸付状況總計算書

第四 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

平成十七年六月八日 参議院會議錄第二十四号

第六 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、証券取引法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(屬千景君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

証券取引法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。伊藤國務大臣。

(國務大臣伊藤達也君登壇、拍手)

○國務大臣(伊藤達也君) ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、最近の証券市場をめぐる状況等の変化に対応して、公開買い付け制度や企業情報開示制度の信頼性を確保すると同時に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るための措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、公開買い付け制度の信頼性を確保する観点から、公開買い付け制度の適用対象となっていない証券取引所の立会い外取引のうち、相対取引に類似した取引については、買い付け後の株券等保有割合が三分の一を超える場合に公開買い付け制度を適用することとしたしております。

第二に、企業情報開示制度の信頼性を確保する観点から、子会社が出場会社にあつて、親会社が上場していないこと等により親会社の企業情報が開示されていない場合について、その親会社に対して情報の開示を義務付けることとしております。

第三に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図る観点から、外国会社等が本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示を行っている場合には、日本語による要約等の添付を前提として、外国会社等に英語による有価証券報告書の提出を認めることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、証券市場に対する信頼を確保し、一般投資家を保護するため、継続開示義務違反について課徴金制度を導入すること等を内容とする修正が行われております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(屬千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。尾立源幸君。

(尾立源幸君登壇、拍手)

○尾立源幸君 民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

私は長年、公認会計士、税理士として企業の情報公開に携わってまいりました。この経験を踏まえて強調したいのは、企業に比べて政府の情報公開がはるかに劣っているということでございます。新人議員として生意気かもしれませんが、国会の議決と承認を必要とする予算、決算におきましても国民に対する情報開示は決して十分とは言えません。このことは、予算、決算における、各省庁の予算の架空計上に端的に表れております。さて、我が国では、千四百兆円に上る個人金融資産を貯蓄から投資へとシフトさせることが大きな課題であります。これが日本経済を活性化するかぎであります。

このシフトを進めると、企業の資金調達方法にも変化が現れてまいります。それは、国策に基づく基幹産業の育成と政府の介入を前提とする貸借対照表及び担保重視の資金調達から、資本主義と自由市場、すなわち健全な証券市場の存在を前提とする損益計算書及び収益、キャッシュフロー重視の資金調達への転換です。

しかしながら、我が国の家計等の金融資産に占める株式等の割合は五・四％にすぎない。この事実を見れば、政府は、これまで間接金融の最大の担い手である銀行部門の不良債権処理に力を注ぐ余り、貯蓄から投資への流れを大きく加速させる

ための大胆な施策を欠いていたと言わざるを得ません。

政府が目指す金融サービス立国には、この貯蓄から投資への流れとそのための条件整備が必要不可欠であると考えております。昨年十二月に政府が発表した金融改革プログラムの策定の過程で世界最高の金融システムの実現がうたわれていました。が、実際に発表された金融改革プログラムには世界最高という言葉はありませんでした。

まず、伊藤大臣にお聞きしたいことは、なぜこのプログラムから世界最高という言葉が消えたのか、その理由をお聞かせください。また、たとえこの言葉がなくとも世界最高の金融システムの実現を目指すことに変わりがないこと、御見解をお聞かせください。

さらに、貯蓄から投資への流れを確実なものとしていくためには、強い意志に加え、数値を含む具体的な目標を設定しなければ掛け声倒れに終わってしまいます。経済財政諮問会議でも同様の指摘がなされたと聞きます。それが金融改革プログラムにどのような形で生かされているのか、御説明いただきたいと思ひます。

ところで、貯蓄と投資の最も異なる点は、貯蓄は市場における一瞬の判断が求められるのに対し、投資は一瞬の判断を誤ると取り返しが付かないところにあります。そして、その責任は投資家自らが負わなければなりません。したがって、投資家を保護するためには、情報を可能な限り開示すると同時に、明確なルールの下に市場を運営し、市場の信頼を確保する必要があるのではないのでしょうか。

金融改革プログラムにおいても、利用者ニーズ

の重視と利用者保護ルールの徹底を図るため、投資サービス法の制定が盛り込まれております。民主党もかねてより証券、銀行、保険を含む金融機関すべてを対象とする金融サービス法の制定を主張してきました。

ちなみに、政府の投資サービス法がモデルとしたイギリスの金融サービス市場法では、以下の四点を目的に掲げています。一、市場の信頼を維持する、二、金融制度に対する一般の理解を深める、三、適切な消費者保護を保障する、四、金融犯罪と戦う。これに対して投資サービス法は、大金融機関をどうするかという視点が強く、イギリスの金融サービス市場法にあるような消費者保護の視点、すなわち自らリスクを取ろうとする投資家をいかに不正から守るかという視点が欠落しています。

証券市場の消費者たる投資家の保護は、貯蓄から投資へという大きな流れをつくっていくための大前提であり、そのために、イギリスの金融サービス市場法が位置付けている視点も投資サービス法に位置付ける必要があると考えますが、伊藤大臣はどうお考えでしょうか。

さらに、投資家を保護するためには、証券取引の公正を確保し、企業や銀行、証券会社などの不正行為を監視、摘発する体制を充実させる必要があります。

現在、証券取引等監視委員会が市場監視機能を果たしていますが、この組織は内閣府に所属し、独立性が低いため、事件が起きても金融庁、法務省、検察庁などにお伺いを立てなければならぬと聞きます。我が国の証券取引等監視委員会は、規模、権限、独立性のすべてで米国の証券取引委

員会、SECに見劣りをいたします。

市場の公正、透明性確保に向けては、証券取引委員会、日本版SECの設置、すなわち、独立性の弱い現行の八条委員会から独立性の強い三条委員会に変え、証券取引に係る制度の企画立案及び証券会社等の検査監督等の事務をつかさどり、委員長及び委員四名をもつて組織し、委員長及び委員四名は国会同意人事とする、この三点が必要と考えますが、大臣の御所見をお聞かせください。

体制に問題があるのは証券取引等監視委員会だけではありません。二ツボン放送株をめぐる問題では、いわゆる立会い外取引が利用されました。これについて伊藤大臣は、立会い外取引はTOB規制を定めた証券取引法第二十七条の二には違反しないとの見解を示されました。しかし、問題はあるので改正するというのが本法案の本質です。合法だが問題があるので改正するということは、問題にこれまで気付かなかったということでしょうか。電光石火の早業で法改正を行ったことから、自分たちのミスを急いで覆い隠そうとする姿勢がうかがえます。大臣の御所見をお聞かせいたします。

投資家が市場において適切な判断を行うためには、タイムリーかつ真実の情報開示が必要不可欠の前提です。なぜなら、虚偽の情報に基づいては適切な判断を下すことができないからでございます。しかし、我が国の証券市場においては、これまで有価証券報告書の虚偽記載に対して課徴金を課するという制度はありませんでした。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといった諸外国は、市場の公正性、透明性を確保するために、開示規則違反に対して課徴金、制裁金を課す仕組みが当

然のように導入されています。

今回、遅まきながら、衆議院での修正によって最低三百万円の課徴金が課されることになりました。これに対する伊藤大臣の評価をお聞きしたいと思います。

証券取引法改正を議論した金融審議会では、継続開示義務違反に対して課徴金制度を検討していたと聞きます。なぜ修正前の法案ではこの制度が盛り込まれなかったのか、内閣法制局の反対によつて盛り込まれなかったとも聞いておりますが、その理由をお聞きしたいと思います。

また、タイムリーかつ真実の情報開示のためには適切な企業統治が必要です。

相次ぐ企業不祥事を背景に、全上場企業を対象に、内部管理の状況、取締役会の意思決定過程などを文書にし、公認会計士が会計監査の際にチェックする制度の導入を金融庁が検討していると聞きます。企業統治の強化につながる措置と理解していますが、掛け声だけで終わらせてはならないと思ひます。この制度の導入スケジュールについて伊藤大臣にお聞きいたします。

さらに、有価証券報告書の信頼性を確保するためには会計監査が必要です。会計監査が信頼に足るものでなければ市場も信頼できないものになります。

しかしながら、日本公認会計士協会の監査時間の調査によると、諸外国の金融機関の監査に費やす時間はおよそ日本の二ないし三倍であることが明らかにされています。監査時間数だけが監査の信頼性を表すものでは必ずしもありませんが、一つの指標であることには違ひないと思ひます。この調査結果に対する大臣の評価をお聞きし

たいと思います。この結果を受けて、監査充実に向けて具体的な施策を考えておられるのかも併せてお聞かせください。

以上、主に証券市場の透明性の向上と信頼性の確保についてお聞きしてまいりました。

最後に一言申し上げます。

国、地方合わせて七百五十兆円を超える債務を抱える財政は危機的な状況です。私がこうして質問をしている間にも一秒間に百万円もの借金が増え続けています。小泉首相の在任期間は歴代五位で立派なものでございますが、一方、改革という名の下に借金に借金を重ねた結果、歴代一位の借金王の座に着いています。数字は正直です。ぶつ壊したのは自民党ではなく、国民生活です。更に罪深いのは、子供たちの未来の自由を奪っているのです。このような状況にありながら、政府は、現金主義、単式簿記、取得原価主義に基づく個別財務の開示しか行わず、真の財政状況はいまだベールに包まれたままです。

持続可能な社会を構築するためには、今こそ、発生主義、複式簿記、時価主義に基づく連結財務の開示とその法制化に努め、我が国全体の財務再構築を急ぐ必要があります。不十分ながら、政府が発表した平成十五年度省庁別財務書類を見れば、ほとんどの省庁が債務超過に陥っておりま

す。一目瞭然です。ちなみに、今議題となっており

ます証券取引法で規制される企業は、すべてこれらの会計基準を採用し、開示しておるのでございます。

以上、積極的な情報開示を行わない政治と政府では、決して国民から信頼されません。与野党を問わず、すべての議員が我が国の置かれた危機的

な状況を認識し、政治の強いリーダーシップを発揮し、規律ある国家運営を行うことを期待し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣伊藤達也君登壇、拍手)

○国務大臣(伊藤達也君) 尾立議員にお答え申し上げます。

金融改革プログラムについてお尋ねがございま

した。金融改革プログラムの策定過程では、経済財政諮問会議において、プログラムの目指す世界最高

の金融システムのイメージを具体的に明確化すべ

きとの御指摘をいただいたところでございます。

これを踏まえ、プログラムでは、将来の望ましい

金融システムの在り方として、多様な金融商品や

サービスを生み出し、国民が身近に利用できる金融システム

という考え方を提示したところであり、金融庁と

しては、こうした考え方の下、利用者の満足度が高

く、国際的にも高い評価が得られるという意味

において世界最高の金融システムの実現を目指し

てまいりたいと考えております。

なお、家計の金融資産をどの程度投資に振り向

けるかは、それぞれの家計において主体的に判断

すべき問題であるため、プログラムにおいては、

貯蓄から投資へに関する具体的な数値目標を設定

することは差し控えております。

いずれにせよ、プログラムに掲げられた具体的

な諸施策を着実に実施することにより、貯蓄から

投資への流れを加速するとともに、金融資本市場

の一層の整備に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

投資サービス法の検討における消費者保護の視

点についてお尋ねがございました。

現在、金融審議会においては、幅広い金融商品

について包括的、横断的な枠組みを整備し、利用

者保護を拡充することなどを主たる目的として、

投資サービス法についての検討が行われていると

ころでござい

ます。

金融庁としては、こうした検討の結果、来月に

も金融審議会において取りまとめられる予定の基

本的な考え方を踏まえ、投資サービス法の法制化

に向けた作業を進めていくこととしており、利用

者保護の観点にも十分配慮していく所存です。

日本版SECの設置についてお尋ねがございま

した。

金融コングロマリットの出現や金融商品の一体

化といった流れを踏まえれば、金融行政当局に関

しても、企画、検査、監督、監視と機能別に編成

することが、銀行、証券、保険の各分野を業態横

断的に所管することを可能とし、適当であると考

えます。

このため、日本版SECを創設をし、証券行政

部門を銀行・保険行政部門から切り離すのではな

く、現在の機能別の編成をベースとして、一元的

な組織の下で、投資家に信頼される公正、透明な

市場の確立に向けて努力していくことが適当と考

えております。

なお、現在の証券取引等監視委員会は、合議制

の機関として設置されており、その独立性は法的

にも保障されているほか、委員会は委員長及び委

員二人をもつて組織され、両議院の同意を得て内

閣総理大臣が任命することとされております。

立会外取引に係る公開買い付け制度の見直し

についてのお尋ねがございました。

立会外取引は、一般に、機関投資家のポート

フォリオ入れ替え、持ち合い解消等の取引に用い

られており、会社支配を目的とした大口の買い付

けに用いられることを想定して導入されたものでは

ございません。

しかしながら、立会外取引は、その使い方に

よっては、取引所市場外の相対取引に類似した会

社支配の目的の大口買い付けに利用することが可

能であり、これを放置すれば公開買い付け制度の

形骸化を招きかねないことから、今後の証券取引

法改正法案において公開買い付け規制の見直しを

行ったところで

す。

継続開示義務違反に対する課徴金制度について

お尋ねがございました。

内閣提出の証券取引法改正法案に対する衆議院

での修正については、立法府において御判断され

たものであり、政府としてコメントすることは差

し控えさせていただきますと思いますが、政府が

法案提出に当たり継続開示義務違反に対する課徴

金制度を盛り込まなかったのは、現行証券取引法

の体系の下でこれを導入するためには、違反行為

で得られる経済的利得の内容及び算定方法、課徴

金と刑罰規定との関係など、引き続き慎重に検討

すべき課題が少なくないと思料したためでありま

す。

公認会計士が企業の内部管理体制をチェックす

る仕組みの検討状況についてお尋ねがございま

した。

企業会計審議会では、現在、企業の財務報告に

係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び

めていただくべく、精力的な審議をお願いしているところでございます。

金融庁としては、金融改革プログラムの工程表に沿って、こうした基準の実務上の有効性等を踏まえ、企業の財務報告に係る内部統制の評価及び検証の在り方について検討を行うこととしております。

日本と外国における監査時間の格差及び監査の充実等についてお尋ねがございました。

日本公認会計士協会により監査時間数に係る調査の結果が公表されていることは承知をしておりますが、監査の充実強化を図るためには、監査時間の選択を含め、公認会計士等が適切な監査計画の下、的確な監査を行う環境を整備していくことが不可欠であると考えております。

こうした点も踏まえ、現在、企業会計審議会において監査の充実に向けた監査基準の改訂作業が行われているところであり、本年夏には当該基準の公開草案を取りまとめたこととしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。島村農林水産大臣。

〔国務大臣島村宜伸君登壇、拍手〕

○国務大臣(島村宜伸君) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

近年、食品流通の多様化・高度化、国際化等の進展と消費者の食に対する関心の高まりに対応して、消費者の視点を重視し、消費者が自己の判断で合理的な商品選択を行うことが可能となるよう、農林物資の規格に関する制度の充実を図ることが求められております。

また、公益法人に係る改革を推進するため、これまで主に公益法人が国の代行機関として行ってきた認定等の業務について、公正中立な第三者機関に実施させることが求められております。

このような状況の変化を踏まえて、農林物資の規格に関する制度を見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格の導入であります。

流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できることとしております。

第二に、格付を行う製造業者等の範囲の拡大であります。

農林物資の製造業者に加えて、農林物資の品質管理体制を的確に把握し、適正な格付を行う能力を有する輸入業者又は販売業者についても、登録

認定機関の認定を受け、格付を行うことができることとしております。

第三に、登録認定機関制度の改善であります。製造業者等に格付を行うことを認める登録認定機関について、国の代行機関としての位置付けに代えて、公正中立な民間の第三者機関として位置付けることとしております。

また、都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター及び登録格付機関による格付を廃止し、登録認定機関の認定を受けた製造業者等による格付に一本化することとしております。

以上、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。野村哲郎君。

〔野村哲郎君登壇、拍手〕

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎であります。

昨年七月十一日の選挙で初当選いたしました。このたび、本会議での質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。先般並びに同僚の議員の皆様から感謝を申し上げ、自由民主党並びに公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法の一部を改正する法律案について質問いたします。

私の郷里鹿児島では、早期米の田植も既に終わり、普通期米の田植の準備が着々と進められております。昨年は、農家の丹精込めたお米が相次ぐ台風の影響で大変な害を被りました。倒伏した稲穂を前に茫然と立ち尽くしながらも、また気を取り直して作業に取り掛かる農家の姿を見るにつけ、自然の脅威と厳しい仕打ちに真真正面から立ち向かい、一方で、その自然と協調しながらひたすら農をなりたいにしているひたむきな農民魂に、ただただ頭の下がる思いでありました。

米作農家に限らず、農家は農業を天職として、また、国民の食生活を満たすための使命感の下、農畜産物の生産にいそしみ、国民に食材だけでなく、安全、安心をも添えて提供いたしております。その生産者の思いや努力がそのまま消費者に確実に届くように支援し、後押しするのがJAS法の役割であり、そこに存在意義があると私は確信いたしております。

JAS制度は、まがいものを排除するために昭和二十五年に法制化されて以来、食生活や消費者意識などの社会情勢の変化に対応し、所要の見直しが行われ、我が国の農林物資の品質向上、安全性と信頼性の確保に向けてその役割を果たしてきました。今後もその機能を充実していくことは、行政や政治の大きな役割であると私は思うのであります。

その役割を果たすべく、平成十五年十月、農林水産省においてJAS制度のあり方検討会が設置され、一年間の議論を重ね、昨年十月に最終報告が出されました。

この最終報告は、JAS規格の在り方、JAS規格の認証の在り方、品質表示基準の在り方について、JAS制度の全体的な見直しと枠組みの方向性が示されたものと理解いたしております。こ

のうち、今回の法改正は、JAS規格の在り方とJAS規格の認証の在り方が中心となっております。

そこで、最終報告に示された展開方向のうち、今回の法改正事項となっていない、表示とリンクしたJAS規格の制定やJAS規格のコンセプトの明確化などの項目について今後どのように対応していけるのか、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、先ほど説明のありました法案の内容について御質問申し上げます。

第一に、今回の法改正の眼目の一つである流通JAS規格の導入に関してであります。

現行法のJAS規格制度では、一般JAS規格と特定JAS規格の二種類、六十九品目二百二十一の規格が定められておりますが、今回新たに流通の方法についての基準を内容とする流通JAS規格を設けることとなっております。流通の方法が商品の差別化の手段となり、市場における評価の一つとなっている中で、今回、流通JAS規格を制定することは大変時宜を得たものと評価する次第であります。

その上で、今回の新しい規格を出発点とする今後の取組について質問いたします。

私の郷里鹿児島では、いわゆるトレサ法に基づく牛はもちろん、米、野菜、茶等の生産履歴の記帳を始めて三年余りになります。日常の記帳は農家の負担を伴うものですが、消費者の安全、安心のニーズにこたえるため、高齢者、小規模農家を含めて積極的に取り組んでおります。その結果、お茶の例で申し上げれば、生産履歴に対する加工メーカーや流通業者からの生産履歴開示の阿克苏

スは、平成十五年度は六千八百八点、平成十六年度は二万一千三百三十一点と増加しており、高い評価をいただいております。

このような生産者の日々の努力、苦勞がエンドユーザーである消費者に確実に届くためには、流通過程の不透明さを払拭する必要がある、そこに、生産者の思いが制度を通じて消費者に伝わり、消費者がそのような生産者の姿勢を確認できる仕組みが流通段階で必要ではないかと考えております。

今回の流通JAS規格の具体的な要件は法律の改正後に農林物資規格調査会において検討されるということですが、消費者の安心、安全のニーズにこたえる観点から、流通JAS規格の内容をどのようなものにすべきとお考えか、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

また、私は、更に一歩進めて、生産情報公表JAS規格と流通JAS規格を一体化するようなトレサJAS規格が今後必要だと考えますが、併せてお伺いをいたします。

次に、登録認定機関制度の見直しについて御質問申し上げます。

公益法人改革に関する閣議決定を実施するため、登録認定機関は、現行法の行政代行機関から完全な民間の機関に移行されるわけですが、法改正後は、国際標準化機構の定めるISOガイド65の基準に適合することが求められており、既存の登録機関の中には新たな負担とリスクを強いられるのではないかと懸念も生じております。

また、今回の法改正では、登録格付機関に製品を持ち込んで格付を行う仕組みが廃止されることになっております。そのため、この制度を利用し

ている量表、生糸、林産物の関係者からは、新制度の下、登録認定機関から円滑に認定を受けられるようにしてほしいとの要望もあると聞いております。

加えて、現在のJAS規格の適用を受けておられる生産者や事業者の方々の中からも、自分たちにとどのような影響が出てくるのかという不安の声もあるようであります。

このような不安を払拭するためには新制度の普及啓発が大変重要だと思いますが、どのように取り組まれるのか、島村大臣のお考えをお聞かせください。

さらに、私が最も懸念いたしておりますのは、登録外国認定機関の同等性要件の廃止であります。法改正により同等性要件が廃止されますと、外国の団体もISOガイド65を満たせば登録認定機関になることができます。現在、登録外国認定機関は、米国やEUなどの中に三十四機関がある

と聞いていますが、同等性要件の廃止は登録外国認定機関の要件緩和であり、今後、法改正によって登録外国認定機関が増え、その結果、一段と輸入食料品等が増加するのではないかと危惧しております。これは私の杞憂にすぎないのでしょうか、農水大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、品質表示の基準の在り方についてお伺いします。

あり方検討会の最終報告においても、「名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合」、「表示規制の対象の拡大」、「表示の適正化の実効性の確保」の項目について提言がなされておりますが、今後、具体的にどのように対応されるおつもりなのか、お伺いいたします。

また、加工食品の原料原産地表示については、生鮮食品に近い加工食品の二十の食品群について原料原産地表示が義務化されることになっております。すべての加工食品についての原料原産地表示を義務付けることは困難であろうとは重々理解しているつもりです。しかし、先ほど申し上げましたように、特にお茶の生産者の皆さんからの要望が強いのもこの原料原産地表示であります。生産者の努力、苦勞に報い、また消費者に正確な情報を伝達するためにも、可能なものからできるだけ早急に実施すべきと考えますが、農林水産大臣はいかがお考えでしょうか。

以上の諸事項についてお尋ねし、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣島村宜伸君登壇、拍手)

○国務大臣(島村宜伸君) 野村議員の御質問にお答えいたします。

まず、検討会の提言についてのお尋ねですが、今回のJAS法の改正法案は、JAS制度のあり方検討会の最終報告で示された提言のうち、流通JAS規格や公益法人改革など早急に対応が必要なるものを改正内容に盛り込んだところであります。

これらのほか、表示とリンクしたJAS規格については、法制面や実態面から更に専門的な検討を行うこととしております。また、現行のJAS規格をより分かりやすいものとするため、整理、分類などを進めていくこととしております。

次に、流通JAS規格の内容についてのお尋ねですが、流通JAS規格は、近年、食品流通分野において高度な品質管理技術が積極的に活用されてきている現状を踏まえ、このような取組を一

層推進するとともに、消費者への積極的な情報提供を行うためのものであります。

このため、流通JAS規格については、例えば、氷温技術を利用して輸送された商品など、通常とは異なる特色のある方法で流通する食品を対象として、流通過程における品質管理の行き届いた商品であることなどが規格に盛り込まれることが必要であると考えております。

次に、生産情報公表JAS規格と流通JAS規格の一体化についてのお尋ねですが、食に対する消費者の信頼を確保する観点から、食品の生産・流通段階における情報を消費者に対し積極的に開示することは重要であると考えております。

生産情報公表JAS規格と併せて流通JAS規格に基づくJASマークを付すことで、消費者が商品選択の際に生産と流通に関する情報を入手できる仕組みについても、今後、鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、新制度の普及啓発の取組についてのお尋ねですが、改正法の成立の暁には、地方公共団体、独立行政法人農林水産消費技術センターなどの関係機関と連携し、パンフレットの配布や各種講習会における説明などを積極的に行い、新制度への円滑な移行を図ってまいりたいと考えております。

次に、登録外国認定機関の同等性要件の廃止についてのお尋ねですが、これまでは制度の同等性を認めていることを前提として、登録外国認定機関の登録審査は書類審査を基本としていたましたが、今後は、国内の認定機関と同様に、直接農林水産省などの職員が出向いて現地審査を行い、登録後も定期的に現地調査を行うこととしております。

す。

このように、新制度は登録審査及び指導監督の体制を充実強化するものであり、このことによつて登録外国認定機関が増え、輸入食料品などの増加につながるものではないと考えております。

次に、品質表示基準の在り方についてのお尋ねですが、JAS制度のあり方検討会の最終報告における品質表示基準の提言は、食品表示を適正化する上でいずれも重要な御指摘であります。一方、事業者の負担などを伴うものであると認識しております。

このため、厚生労働省と共同で開催する食品の表示に関する共同会議などの検討の場において、消費者、食品事業者などの関係者から幅広く御意見をいただきながら、今後、法制面や実態面での対応可能性について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、加工食品の原料原産地表示についてのお尋ねですが、本件につきましては、昨年九月から対象品目を大幅に拡大し、緑茶を含め、生鮮食料品に近く、加工度の低い二十食品群を横断的に対象としたところであります。

緑茶飲料など、必ずしも加工度が低いとは言えない加工食品につきましては今回表示対象とはなっておりませんが、今後、製造や流通の実態、消費者の関心などを踏まえ、必要な見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) 主演了君。

(主演了君登壇、拍手)

○主演了君 民主党の主演了です。

た、だいま議題となりました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対して、民主党・新緑風会を代表して質問をいたします。

法律案に対する質問の前に、新しい食料・農業・農村基本計画における食料自給率に関して伺いたいいたします。

一九七三年、昭和四十八年、当時のソ連が大量の穀物の買い付けに走り、米国は穀物の輸出を規制、世界の穀物相場は一気に四・五倍に高騰し、日本でも大豆が輸入できなくなるということで豆腐騒動も発生しました。この一九七三年のイギリスの穀物自給率は六八％、イタリアは六五％、日本は四〇％でありました。二十九年後の二〇〇二年、平成十四年のイギリスの穀物自給率は一〇九％、イタリア八〇％といずれも上昇、しかし日本は二八％と低下している現状です。

イギリス、イタリアにできてどうして日本はできないのか、今後、自給率向上のためいかにされるのか、農林水産大臣の御所見をお伺いします。

さきの予算委員会でも島村大臣は、国民が米を食べないので食料自給率が落ちた、御飯は健康にも美容にもいいから国民に更にPRすると答弁されております。

国民の米の一人当たりの年間消費量は、一九六二年、昭和三十七年、百十八・三キログラム、約二俵です。二〇〇三年、平成十五年、六十一・九キログラム、約一俵です。四十年間で半減、このことから、直ちに米の消費拡大を図るのは難しいと考えます。食料自給率向上のためには、自給率の低い麦類、大豆、菜種などをも増産しなければならぬと考えます。

そこで、農林水産大臣、新しい食料・農業・農村基本計画における食料自給率向上の具体的な方策について伺いたいいたします。

それでは、本題の質問に移ります。まず、JAS規格とJASマークについて伺いたいいたします。

JAS規格表示制度は、一般消費者が求める商品を選択しやすくすることを容易にするための制度であります。また、生産者にとっても、JAS規格が定められることにより品質や形状の指標を定めることができ、生産の合理化や品質の改善を図ることができます。しかし、品目別の格付率、特定の製品の全流通量に対するJASマークを貼付した当該製品の流通量の割合ですが、食用精製加工油脂など一〇〇％と高い品目がある一方、水産物缶詰、削りぶしなど一〇％程度の品目や、煮干し魚類、農産物漬物のように数％に満たない品目もあります。

JAS法の趣旨を徹底しようとするならば、規格が定められている品目についてはすべての製品について格付し、JASマークを貼付することが適当であると考えます。

JAS表示の現状と消費者及び製造業者等への普及促進について、農林水産大臣の御認識と御見解をお伺いいたします。

次に、食品表示違反等についてですが、偽装などJAS法の規定に違反する事件が後を絶ちません。アサリの産地偽装、レモン、ジャガイモ、野菜、シイタケ、カキ、メバチマグロ、牛肉、カモ肉の偽装表示など、二〇〇四年も少なくとも三十四件発生しています。このことは、当該食品あるいは当該産地にも悪影響を及ぼすことはもちろん

のこと、最も大切な消費者の信頼を失ってしまいました。

農林水産大臣、食品表示の偽装などJAS法違反はあってはならないことであって、撲滅しなければなりません。現状をどのように認識し、また今後いかに対処する方針か、お伺いいたします。

また、特に残念であります。生産者団体のJAS全農でも、偽装表示などJAS法の規定に違反する事件が後を絶ちません。全農秋田の米横流し事件、JAS全農の黒豚輸入問題、全農系の全農チキンフーズ株式会社の外国産鶏肉偽装、全農福岡の八女茶偽装など、全農は生産者の団体であり生産者の代表として、消費者の信頼をいかなるものがあっても裏切つてはなりません。事件発生は言語道断であると考えます。

以上を踏まえ、農林水産省は、今後、全農の食に関する法違反を根絶し、国民の信頼を回復するため、全農をいかに指導監督するのか、併せて大臣の考えをお伺いいたします。

次に、JAS制度の監視体制についてですが、このたびの改正案では、登録外国認定機関制度の見直しが必要とされ、その国にJAS制度と同等の制度を必要とする要件を廃止することとしています。また、製造業者等に加え、製造工程を管理し、かつ製品がJAS規格に適合するかどうかの検査を行う能力を有する販売業者又は輸入業者も登録認定機関の認定を受けてJASマークを貼付することができるとしています。さらに、登録認定機関に対する国の関与を事後監視型にすることとしています。

しかし、未格付製品に対するJASマークの貼

付などの事件が、平成十四年度以降、三十六件発生しています。また、さきに申し上げましたとおり、様々な事件が発生しています。

農林水産大臣、登録認定機関及び登録外国認定機関の適正な認定並びに販売業者及び輸入業者を含む製造業者等の適正な格付及び表示をいかに確保するか、お考えをお伺いいたします。

次に、生産情報公表JASについてですが、消費者の食の安全に対する不安を払拭する一環としてトレーサビリティシステムの導入などが進められています。JAS制度においては、生産情報公表JASが制定され、現在は牛肉と豚肉に格付が制定されています。生産公表JASは、消費者の食品への信頼、安心を高める上で極めて有効な手段であり、積極的に導入する必要があると考えます。

私の地元岩手県においても、米、野菜、果物、畜産物、水産物などの品目について、農協や漁協における積極的な取組がなされた結果、二十一団体二十三品目でトレーサビリティシステムの導入がなされています。また、県内のJAGグループでは、全農家、全品目で生産履歴記載運動を展開しているほか、林業団体では県産木材の産地証明も行っています。

生産公表JASを農産物や水産物にも適用し、対象の拡大を図るべきと考えますが、農林大臣の御見解をお伺いいたします。

関連してお伺いいたします。

国内産牛肉については、牛肉トレーサビリティ法が平成十五年六月に制定され、細切れ肉とひき肉を除くすべての生鮮牛肉について履歴を示すラベル表示を行うことになりました。国内産

と外国産とは同様に扱われるという国際的なルールに基づけば、外国産牛肉についても国内産牛肉と同様にトレーサビリティを義務付けるべきであると考えます。

国内産牛肉についてはかなりの義務を課しておきながら外国産牛肉は何ら規制しないことは、輸入国としての権利を放棄することにほかならない。国民に説明が付かないと考えますが、この点についても農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、加工食品の表示についてであります。昨年九月、加工食品品質表示基準が改正され、生鮮食品に近い加工食品群が原料原産地の表示義務の対象とされました。現在、表示義務の対象は乾燥キノコ類など二十品目群と、農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削りぶし、ウナギかば焼きの四品目であります。一方、缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品や近年需要が伸びている調理冷凍食品の大半が表示義務の対象外となっています。

私は、加工度が高くても主たる原料の特徴が残る加工食品であれば対象とするなど、原料原産地の表示義務加工食品群を拡大し、消費者にとってより分かりやすい制度にするべきであると考えますが、農林水産大臣の御所見をお伺いいたします。

あわせて、関連してお伺いいたします。

レストラン、食堂など、いわゆる外食産業は食品表示義務の対象になっていません。したがって、例えば材料に遺伝子組換え食品が入っていたとしても、例えば外国産牛肉を使っていたとしても、表示の義務はありません。しかし、私たちの食生活においてレストランや食堂はかなり大きい

位置を占めていることから、一般消費者として原料及び材料の表示をするべきであると考えますが、併せて御所見をお伺いいたします。

次に、安全、安心な食の確保についてであります。食品は、国内で生産されたもの、海外で生産されたもの、あるいは海外で加工されたものなど様々です。ただ、カロリーベースでは六〇%を海外に依存している状況にあります。

国民、そして消費者は安全な食を求めています。この観点から、輸入食品の検査体制及び国内生産物の安全性の監視体制の現状の御認識と、今後の方針、方向について厚生労働大臣にお伺いいたします。

去る五月六日、食品安全委員会から、BSEの全頭検査の緩和につながる内容の答申がなされました。しかし、納得しかねる様々な問題が存在すると感じております。

第一に、英国で二十か月齢、二十一月齢でBSEの発症例がある、したがって異常プリオンは二十か月より早い時期に検出可能と推測されること。第二に、BSE死亡牛の末梢神経や副腎からも異常プリオンが発見されており、SRMの除去だけでは安全確保は不十分で、全頭検査が不可欠であると考えられること。第三に、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の人から人への感染を阻止するため献血の制限をより厳しいものとしたが、BSE全頭検査を放棄することは、肝心の牛から人への感染の危険性をこれまでより増加させる措置であること。第四に、BSE一次検査において、高速で検出感度が高く、かつ安価な検査チップが開発されていること。第五に、全頭検査の三十億円の費用は二十か月齢以下の牛を除外しても

さほど変わらないこと。

BSEは未知の病気であります。私どもは極力慎重に対応する必要があります。ただいま指摘した問題を踏まえ、答申は答申として、施策としてBSEの全頭検査を緩和することは現時点では軽率であり、拙速であると考えますが、厚生労働大臣及び農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

また、米国産牛肉の輸入再開についてですが、この問題は日米の貿易摩擦に発展しようかという重大な事態に至っています。そもその原因は、昨年の九月及び十月、詳細な検討もないまま米国側と米国産牛肉の輸入再開を確認したことにあります。正に重大な失政であると考えます。

内閣総理大臣及び関係大臣の責任を明らかにするとともに、米国に対しては、国民の食の安全を守るため断固たる姿勢を貫くことが不可欠と考えます。内閣官房長官及び農林水産大臣のお考えをお伺いいたします。

以上、小泉内閣は、国民の将来にわたる健康よりも米国の利益のためとしか思われない施策を講じようとしているように見受けられます。講じられる施策が真に国民のためのものであるか、国民とともにしっかりと見させていただくことをここに表明して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣島村宜伸君登壇、拍手)

○国務大臣(島村宜伸君) 主決議員の御質問にお答えいたします。

まず、食料自給率向上の具体的方策についてのお尋ねですが、我が国の食生活は、これまで米の消費が減少する一方、畜産物の消費が大幅に増加するなど、他国に例を見ない大きな変化が生じて

おり、このことが自給率の最大の下落要因となっております。

こうしたことから、自給率向上のため、新たな基本計画の下、消費面では、フードガイドなどを策定し、分かりやすく実践的な食育を進めてまいります。生産面では、経営感覚に優れた担い手を育成確保し、需要に即した生産を進めてまいります。

また、施策の工程管理を適切に実施し、自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施されるよう、関係者と一体となつて取り組んでまいれる所存であります。

次に、JASマークの表示の現状と普及促進についてのお尋ねですが、JAS規格により格付けされた製品の比率は品目により異なっておりますが、JAS規格は農林物資の品質の向上と消費者の合理的な選択を促すものであり、制度の普及は重要な課題であると認識しております。

このため、地方公共団体、独立行政法人農林水産消費技術センターなどと連携しつつ、パンフレットの配布や各種講習会における説明などを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、食品表示の偽装についてのお尋ねですが、食品表示は、消費者が商品を選択する際の重要な情報であり、いまだに表示が偽装されている例があることは非常に残念なことと考えております。

農林水産省では、JAS法に基づく食品の品質表示の適正化を強力に推進することとし、全国に約二千名の職員を配置し、小売店舗などに対し常時、監視、指導を行っているところであります。また、原産地の表示などに不正が確認された場合

には、JAS法に基づく指示、公表などの措置を講じております。

次に、全農に対する指導監督についてのお尋ねですが、不祥事が度重なっている全農については、これまでの組織風土や体質を抜本的に改めることが重要であると考えております。

このため、農林水産省としては、当省の指導を受けて全農が策定した再発防止策が徹底されているかしっかりと検証していくほか、全農が事業運営の在り方について抜本の見直しを行い、改革を進めるよう指導していくこととしております。

次に、登録認定機関や製造業者などの監督についてのお尋ねですが、登録認定機関などに対しては、法律に基づき厳正な登録審査を行うとともに、業務改善命令などを活用して国がその業務を監視、監督することにより、その公正性を確保していく考えであります。

また、製造業者などが行う格付やJASマークの表示については、登録認定機関による定期的な監査を義務付けるとともに、必要に応じて国が立入検査などを行うことにより、適正な運用を確保していく考えであります。

次に、生産情報公表JAS規格の対象の拡大についてのお尋ねですが、このJAS規格については、既に牛肉及び豚肉が対象となっておりますが、本年夏ごろをめどに農産物についてすべての品目を対象として規格を制定する予定であります。また、加工食品についても今年度から検討を開始することとしており、さらに水産物についても鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、外国産牛肉へのトレーサビリティの義務付けについてのお尋ねですが、牛肉ト

レーサビリティ法は、BSE蔓延防止措置の基礎となるとともに、消費者に情報提供を行うことを目的としており、それ自体が牛肉の安全性を直接保証する措置ではありません。したがって、トレーサビリティを外国産牛肉に義務付けることは国際協定に抵触するおそれがあり、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、加工食品の原料原産地表示の対象の拡大についてのお尋ねですが、加工食品は多くの原材料から製造され、原料の産地も変動する場合があります。このため、原料の原産地表示を義務付けることは困難であると考えております。

このため、昨年九月、原料素材の産地の違いによる品質の違いが製品の品質に大きな影響を与えると考えられる加工食品として、加工度が低く、生鮮食品に近い二十食品群を横断的に対象としたところがあります。

なお、原料原産地表示の対象となる加工食品については、今後必要な見直しを検討してまいる考えであります。

また、外食産業においても原料原産地の表示を原則とすべきとお尋ねですが、外食産業では、提供されるメニューの種類が多く、かつ頻繁にメニューが変わること、使用される材料の種類が多いこと、調理された料理がその場で消費され、事後的な検証が難しいことなどから、その実施には難しい課題が多いと考えております。

しかしながら、消費者の信頼を確保するため、外食産業が自主的に原産地表示に取り組むことができるよう、表示のガイドラインの策定に向けて検討を進めているところであります。

次に、BSEの全頭検査の見直しについてのお

尋ねますが、本件については、食品安全委員会において科学的な見地から答申がまとめられたものであり、リスク管理機関として尊重すべきものと考えております。

なお、答申に併せて、消費者との意見交換、説明などをしっかり行うべきとの指摘がなされておりますので、厚生労働省とも連携し、これに十分取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、米国産牛肉の輸入再開問題についてのお尋ねですが、本件については、科学的知見に基づき、国民の食の安全、安心の確保を大前提として一貫して対応してまいりました。

昨年の首脳会談や局長級会合でもこの考え方に基づき対応しており、安全確保の上で必要な我が国と同等の措置を求めるという輸入再開条件の枠組みについて日米間で認識が一致し、これに沿って両国間で必要な手続を進めているところであります。

本問題については、今後とも消費者の食の安全、安心の確保を大前提に、科学的知見に基づき、消費者の理解を得つつ、的確に取り組んでまいり考えであります。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手)

○国務大臣(尾辻秀久君) 輸入食品と国内生産物の監視体制についてお尋ねがございました。

輸入食品の監視体制につきましては、検疫所の食品衛生監視員の増員や検査施設の充実等、輸入時における検査体制の強化、輸入食品監視指導計画に基づく重点的かつ効果的な検査の実施、二国間協議等を通じた輸出国における安全性確保対策の推進などに努めておるところでございます。

国内の監視体制につきましては、都道府県等が

国の指針に基づき地域の食品供給の特性や法違反などの問題の発生状況を踏まえた監視指導計画を策定し、都道府県等の食品衛生監視員が営業許可施設への立入検査や販売食品の抜き取り検査などの監視を行っております。

今後とも、輸入時の監視体制の充実を図りますとともに、都道府県等において地域の実情に即した監視体制を確保することにより、食品の生産から消費に至る各段階での適切な安全性確保に努めてまいります。

BSEの検査対象月齢の見直しについてお尋ねがございました。

BSE対策を含む食品安全規制は、科学的知見に基づき対応することが基本であると考えております。

問題点の御指摘もいただきましたが、英国における一九九二年の二十か月齢及び一九八九年の二十一月齢での発症例は、汚染度が大きく異なっております状況のものでございまして、直接現在の我が国に当てはまるようなものではないと考えております。

また、死亡牛の末梢神経からの検出につきましては、病勢の進んだ高齢牛の例でございまして、新しい検査方法についてはまだ実用化のための評価が行われていないものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、今回の見直しは科学的合理性の確保のために行うものでございまして、厚生労働省といたしましては、検査対象月齢の見直しに当たっては、食品安全委員会の科学的な評価を踏まえて対応いたしておるところでございます。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇、拍手)

○国務大臣(細田博之君) 主演議員にお答えいたします。

米国産牛肉の輸入再開問題についてのお尋ねがございました。

政府は、一貫して国民の食の安全、安心の確保を大前提にいたしまして、科学的知見に基づいて適切に解決を図るとの基本方針の下で、米国政府との間で協議を行ってまいりました。その結果、日米政府間では、昨年十月二十三日、それぞれの国内の承認手続を条件として、科学に基づいて双方の牛肉貿易を再開することで認識が一致しました。

現在、食品安全委員会において米国産牛肉についてのリスク評価が行われているところですが、政府としては、今後とも、国民の食の安全、安心の確保を大前提に、科学的知見に基づき適切に対応してまいり考えに変わりはございません。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度関係機関決算書

日程第二 平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長鴻池祥肇君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(鴻池祥肇君登壇、拍手)

○鴻池祥肇君 ただいま議題となりました平成十五年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十五年度決算外二件につきましては、昨年十一月二十六日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、その内容については省略させていただきます。

委員会におきましては、決算外二件に対する概要説明を聴取した後、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑を皮切りに、会計検査院の機能強化及び政府開発援助についての参考人質疑や社会保険庁等の事業執行の効率性についての集中質疑を含め、合計十三回に及ぶ質疑を行い、また、社会保険大学校及び社会保険業務センター三鷹庁舎の視察を行いました。質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

六月七日、質疑を終局し、委員長より本件決算審査を踏まえ三十六項目にわたり内閣及び会計検査院に対し措置を要求する決議案及び本会議で議決すべき議決案を提案いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、平成十五年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 平成十五年度決算検査報告において、その指摘内容に在外公館における不適正な出納事務、都道府県労働局における庁費等からの不正支出、会計法令の趣旨に反する少額分割による随意契約等の事例が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不当事案の根絶はもとより、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等会計規律の厳正な保持に努めるべきである。

2 特別会計の歳出規模は純計額でも二百五兆余円と一般会計を大きく上回っており、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用・剰余金の発生、予算と執行の乖離、政府出資法人等への支出に係る問題等が一部の特別会計において見られることは、看過できない。

政府は、各特別会計の性格に応じ、事務事業等の見直しとともに、一般会計からの繰入れの抑制、不用・剰余が生じている事業の縮減、事業の実態に即した適切な予算計上等、歳出・歳入両面での一層の合理化を行い、透明性の確保に努めるべきである。

3 「社会保険オンラインシステム」に係るデータ通信サービス契約において、その経費の積算の検証が不十分であったことは、誠に遺憾であり、また多くの府省のレガシー・システム等IT調達において、随意契約等による契約内容の不透明性など多くの問題が生じていること、加えて政府が当該調達にかかわる決算内容を把握していないことは、看過できない。

政府は、今後システムの見直しを進めていく中で、不透明な契約内容の徹底的な見直し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

4 昨年の北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。

政府は、疑惑の徹底全容解明のため、都道府県警察に対する監査の充実強化を一層図るなど、この種事案の再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきである。

5 政府開発援助において、コストリカ援助事業に係る不正事案のように事業を実施するための再委託契約について適正を欠く事態が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不正事案に対しては厳格に臨むとともに、再委託契約手続の見直し、再委託先に関する情報の報告の徹底など監督体制の強化を図り、政府開発援助の適正な実施に努めるべきである。

6 厚生労働省の「総合的雇用情報システム」については、随意契約により特定会社にてIT業務の大半を発注し、発注元の厚生労働省元幹部等が当該会社に相次いで天下っている事実、看過できない。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず当該会社に天下った事実は、誠に遺憾である。

厚生労働省は、随意契約に係るシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべて

について調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

7 社会保険庁において、特定業者との間で会計法令の趣旨に反する随意契約の締結等が行われ、同業者から多数の職員が接待等を受け、幹部職員が逮捕・起訴されるに至ったこと、また興味本位の年金加入情報の閲覧等業務規律の弛緩とも言える事態が多く見られたこと、さらには公金の還流との批判もある監修料の受取があったことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの事案に対し厳正に対処すること等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて社会保険事業に関する業務については、その組織の在り方をも含め、抜本的に見直すべきである。

8 核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が平成六年に使用済み核燃料を直接処分した場合と再処理した場合との費用比較について試算を行っていたが、国会においてその資料の存在を否定し、事実と異なる答弁が行われたことは、遺憾である。

政府は、このような事実と異なる国会答弁を行ったことを強く反省するとともに、原子力エネルギーの分野においては、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

9 工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金の交付実績は、平成五年度以降減少傾向となっており、またその内容においても、工場誘致に直接的な効果が薄い施設整備

にも補助が認められ、加えて整備した施設の利用が著しく低い等の事例が見られることは、看過できない。

政府は、移転促進地域からの除外を求める自治体があるなどの経済社会情勢の変化をも踏まえ、同補助金を見直すべきである。

10 国土交通省地方整備局などが発注する橋梁工事の入札において、長期間にわたり談合が行われてきたことは、極めて遺憾である。

政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。

11 西日本旅客鉄道株式会社福知山線において、多数の死傷者が発生するJR発足後最悪の列車脱線事故が起きたことは、極めて遺憾である。

政府は、事故の原因究明に努めるとともに、これまでの政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、また西日本旅客鉄道株式会社に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることがないよう万全を期すべきである。

12 日本航空グループにおいて人的要因により安全上問題のある事案が多発し、他方、航空管制業務において重大な事故につながりかねない事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、航空各社に対して、社員の安全意

議の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を強く求めるなど、今後重大な事故が引き起こされることがないよう厳しく指導監督するとともに、航空管制業務については、その業務手法を徹底的に見直すべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論を行い、採決の結果、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決し、次いで、平成十五年度決算は多数をもって是認すべきものと議決され、また、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決されました。

次に、国有財産関係二件は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決されました。

なお、同日、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し、特別会計の状況、各府省等におけるコンピュータシステム、地方財政の状況など九項目について会計検査を行い、その結果を報告するよう求める検査要請を行いました。

最後に、関係各位の御協力により、通常国会の会期内に決算審査を終えることができ、参議院の決算審査充実の姿勢が確固たるものと相なりましたことに、委員長といたしまして感謝を申し上げまして、報告とさせていただきます。(拍手)

○議長(扇千景君) 日程第一の平成十五年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認する

ことについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十七

百三十

九十七

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十六

百三十

九十六

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

す。

投票総数

賛成

反対

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

二百二十七

○議長(扇千景君) 日程第四 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員 長林芳正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔林芳正君登壇、拍手〕

○林芳正君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等について定めるものであります。

次に、国際組織犯罪防止条約密入国議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、人身取引被害の実態、被害者の保護方策、人身取引防止のための啓発活動等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第六 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員 長佐藤昭郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤昭郎君登壇、拍手〕

○佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域ブランドの保護が産業競争力の強化と地域経済の活性化に寄与することにかんがみ、地域名と商品名から成る商標を地域団体商標として登録することを認めようとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域団体商標の登録要件、商品の品質確保に向けた取組、地域ブランド化に対する支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、事業者団体等の商品開発意欲を助長し、地域ブランド化の支援策を求める附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君

副議長 角田 義一君

議員

近藤 正道君

山本 保君

鰐淵 洋子君

又市 征治君

大田 昌秀君

谷合 正明君

西田 実仁君

坂本由紀子君

洲上 貞雄君

浮島とも子君

浜田 昌良君

澤 雄二君

小泉 昭男君

遠山 清彦君

山本 香苗君

松 あきら君

福本 潤一君

佐藤 昭郎君

山谷えり子君

福島みずほ君

加藤 修一君

高野 博師君

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件外一件 商標法の一部を改正する法律案

弘友 和夫君	渡辺 孝男君	鴻池 祥肇君	田中 直紀君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君	大江 康弘君	齋藤 勁君
岸 宏一君	木村 仁君	杵掛 哲男君	片山虎之助君	加藤 敏幸君	主濱 了君	和田ひろ子君	吉川 春子君
亀井 郁夫君	山口那津男君	藤井 基之君	加治屋義人君	神本美恵子君	山根 隆治君	市田 忠義君	興石 東君
山下 栄一君	荒木 清寛君	伊達 忠一君	鈴木 陽悦君	池口 修次君	若林 秀樹君	江田 五月君	佐藤 泰介君
魚住裕一郎君	谷川 秀善君	長谷川憲正君	松村 祥史君	平野 達男君	辻 泰弘君	柳田 稔君	千葉 景子君
常田 享詳君	山崎 正昭君	水落 敏栄君	山本 順三君	大塚 耕平君	森 ゆうこ君	岡崎トミ子君	築瀬 進君
浜四津敏子君	風間 昶君	黒岩 宇洋君	愛知 治郎君	工藤堅太郎君	広野ただし君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君
白浜 一良君	草川 昭三君	椎名 一保君	荻原 健司君	高嶋 良充君	佐藤 雄平君		
木庭健太郎君	小野 清子君	岡田 直樹君	秋元 司君	小川 敏夫君	郡司 彰君	内閣総理大臣	小泉純一郎君
太田 豊秋君	魚住 汎英君	関口 昌一君	鶴保 庸介君	福山 哲郎君	櫻井 充君	外務大臣臨時代理	細田 博之君
南野知恵子君	柏村 武昭君	野上浩太郎君	舩添 要一君	山本 孝史君	小林 元君	内閣官房長官	
福島啓史郎君	段本 幸男君	後藤 博子君	田村耕太郎君	佐藤 道夫君	伊藤 基隆君	財務大臣	谷垣 禎一君
小泉 顕雄君	末松 信介君	森元 恒雄君	脇 雅史君	朝日 俊弘君	平田 健二君	厚生労働大臣	尾辻 秀久君
中川 雅治君	中村 博彦君	岡田 広君	世耕 弘成君	田名部匡省君	渡辺 秀央君	農林水産大臣	島村 宜伸君
二之湯 智君	西島 英利君	山下 俊夫君	山崎 力君	西岡 武夫君	広中和歌子君	経済産業大臣	中川 昭一君
野村 哲郎君	小池 正勝君	山下 英利君	田浦 直君	山下八洲夫君	田村 秀昭君	国務大臣	伊藤 達也君
北川イッセイ君	岸 信夫君	山本 一太君	矢野 哲朗君	大石 正光君	今泉 昭君	(内閣府特命担当大臣(金融))	
河合 常則君	藤野 公孝君	鈴木 政二君	林 芳正君	蓮 舫君	林 久美子君	副大臣	
松山 政司君	有村 治子君	武見 敏三君	北岡 秀二君	広田 一君	仁比 聡平君	内閣府副大臣	七条 明君
中川 義雄君	中島 啓雄君	中島 眞人君	中原 爽君	大久保 勉君	前川 清成君	農林水産副大臣	常田 享詳君
大仁田 厚君	吉田 博美君	橋本 聖子君	青木 幹雄君	島田智哉子君	小林美恵子君		
小林 温君	岩城 光英君	松田 岩夫君	陣内 孝雄君	芝 博一君	松岡 徹君		
小斉平敏文君	加納 時男君	中曾根弘文君	真鍋 賢二君	津田弥太郎君	犬塚 直史君		
市川 一朗君	岩永 浩美君	山東 昭子君	竹山 裕君	紙 智子君	松井 孝治君		
大野つや子君	国井 正幸君	桜井 新君	関谷 勝嗣君	岩本 司君	榎葉賀津也君		
三浦 一水君	阿部 正俊君	倉田 寛之君	尾立 源幸君	シシマルティ君	大門実紀史君		
金田 勝年君	保坂 三蔵君	藤末 健三君	富岡由紀夫君	井上 哲士君	内藤 正光君		
岩井 國臣君	荒井 広幸君	松下 新平君	糸数 慶子君	浅尾慶一郎君	木俣 佳文君		
松村 龍二君	狩野 安君	水岡 俊一君	藤本 祐司君	高橋 千秋君	谷 博之君		
泉 信也君	景山俊太郎君	足立 信也君	那谷屋正義君	藤原 正司君	緒方 靖夫君		
溝手 顕正君	吉村剛太郎君	白 眞勲君	小林 正夫君	小池 晃君	羽田雄一郎君		
佐藤 泰三君	清水嘉子子君						

議長の報告事項
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

喜納 昌吉君

前川 清成君

外交防衛委員

辞任

補欠

前川 清成君

喜納 昌吉君

厚生労働委員 辞任 鈴木 政二君 国土交通委員 辞任 水落 敏栄君 補欠 鈴木 政二君	通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律 同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成十六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十七年度高齢社会対策」についての文書を受領した。	厚生労働委員 辞任 櫻井 充君 国家基本政策委員 辞任 河合 常則君 井上 哲士君 予算委員 辞任 長谷川憲正君 決算委員 辞任 坂本由紀子君 武見 敬三君 中原 爽君 中村 博彦君 峰崎 直樹君 小林美恵子君 議院運営委員 辞任 荻原 健司君 二之湯 智君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	三角頭蓋に対する脳外科手術と小児医療の安全性に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二四号) ジェネリックの普及に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二五号) 昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 櫻井 充君 補欠 水岡 俊一君 法務委員 辞任 広田 一君 大門実紀史君 井上 哲士君 補欠 江田 五月君 財政金融委員 辞任 江田 五月君 井上 哲士君 補欠 大門実紀史君 厚生労働委員 辞任 水岡 俊一君 櫻井 充君 補欠 中村 博彦君 河合 常則君 井上 哲士君 補欠 長谷川憲正君 予算委員 辞任 椎名 一保君 補欠 荻原 健司君 坂本由紀子君 河合 常則君 中村 博彦君 武見 敬三君 二之湯 智君
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 鍼術における刺絡鍼法に関する質問主意書(谷博之君提出)(第二六号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員近藤正道君提出日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問に対する答弁書(第二〇号) 参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰九二」号の積荷に関する質問に対する答弁書(第二一号) 参議院議員犬塚直史君提出被爆二世の健康診断の充実に関する質問に対する答弁書(第二二号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律	同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成十六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。 一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 水岡 俊一君 櫻井 充君 補欠 法務委員 辞任 江田 五月君 井上 哲士君 大門実紀史君 補欠 財政金融委員 辞任 広田 一君 江田 五月君 井上 哲士君 補欠 大門実紀史君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第二〇号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 十八歳未満に保障されている児童デイサービスの小学校卒業時打ち切りに関する再質問主意書(足立信也君提出)(第二七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二三三号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第二〇号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 十八歳未満に保障されている児童デイサービスの小学校卒業時打ち切りに関する再質問主意書(足立信也君提出)(第二七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 小児・幼児に対する向精神薬の投与に関する質問主意書(広中和歌子君提出)(第二三三号)

長谷川憲正君 権名 一保君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
井上 哲士君 小林美恵子君
議院運営委員

補欠

坂本由紀子君 荻原 健司君

武見 敬三君 二之湯 智君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生労働委員会

理事 国井 正幸君 (水落敏栄君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人住宅金融支援機構法案(閣法第二六号)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外交防衛委員会に付託した。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十五年一般会計歳入歳出決算、平成十五年特別会計歳入歳出決算、平成十五年国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年政府関係機関決算書審査報告書

平成十五年国国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成十五年国国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

商標法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)審査報告書

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書

同日内閣から、障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成十六年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成十六年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

審査報告書

平成十五年一般会計歳入歳出決算、平成十五年特別会計歳入歳出決算、平成十五年

国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十七年六月七日

決算委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 扇 千景殿

一、平成十五年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 平成十五年度決算検査報告において、その指摘内容に在外公館における不適正な出納事務、都道府県労働局における庁費等からの不正支出、会計法令の趣旨に反する少額分割による随意契約等の事例が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不当事案の根絶はもとより、随意契約を含めた契約の公正性、競争性及び透明性の確保等会計規律の厳正な保持に努めるべきである。

2 特別会計の歳出規模は純計額でも二百五兆余円と一般会計を大きく上回っており、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用・剰余金の発生、予算と執行の乖離、政府出資法人等への支出に係る問題等が一部の特別会計において見られることは、看過できない。

政府は、各特別会計の性格に応じ、事務事業等の見直しとともに、一般会計からの繰入れの抑制、不用・剰余が生じている事業の縮減、事業の実態に即した適切な予算計上等、

歳出・歳入両面での一層の合理化を行い、透明性の確保に努めるべきである。

3 「社会保険オンラインシステム」に係るデータ通信サービス契約において、その経費の積算の検証が不十分であったことは、誠に遺憾であり、また多くの府省のレガシー・システム等IT調達において、随意契約等による契約内容の不透明性など多くの問題が生じていること、加えて政府が当該調達にかかわる決算内容を把握していないことは、看過できない。

政府は、今後システムの見直しを進めていく中で、不透明な契約内容の徹底的な見直し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

4 昨年の北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。

政府は、疑惑の徹底全容解明のため、都道府県警察に対する監査の充実強化を一層図るなど、この種事案の再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきである。

5 政府開発援助において、コストリカ援助事業に係る不正事案のように事業を実施するための再委託契約について適正を欠く事態が見られたことは、誠に遺憾である。

政府は、不正事案に対しては厳格に臨むとともに、再委託契約手続の見直し、再委託先に関する情報の報告の徹底など監督体制の強化を図り、政府開発援助の適正な実施に努めるべきである。

6 厚生労働省の「総合的雇用情報システム」については、随意契約により特定会社にIT業務の大半を発注し、発注元の厚生労働省元幹部等が当該会社に相次いで天下っている事実は、看過できない。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず当該会社に天下った事実は、誠に遺憾である。

厚生労働省は、随意契約に係るシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

7 社会保険庁において、特定業者との間で会計法令の趣旨に反する随意契約の締結等が行われ、同業者から多数の職員が接待等を受け、幹部職員が逮捕・起訴されるに至ったこと、また興味本位の年金加入情報の閲覧等業務規律の弛緩とも言える事態が多く見られたこと、さらには公金の還流との批判もある監修料の受取があつたことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの事案に対し厳正に対処すること等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて社会保険事業に関する業務については、その組織の在り方を含め、抜本的に見直すべきである。

8 核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が平成六年に使用済み核燃料を直接処分した場合と再処理した場合との費用比較について試算を行っていたが、国会においてその資料の存在を否定し、事実と異なる答弁が行われたことは、遺憾である。

政府は、このような事実と異なる国会答弁

を行つたことを強く反省するとともに、原子力エネルギーの分野においては、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

9 工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金の交付実績は、平成五年度以降減少傾向となっており、またその内容においても、工場誘致に直接的な効果が薄い施設整備にも補助が認められ、加えて整備した施設の利用が著しく低い等の事例が見られることは、看過できない。

政府は、移転促進地域からの除外を求める自治体があるなどの経済社会情勢の変化をも踏まえ、同補助金を見直すべきである。

10 国土交通省地方整備局などが発注する橋梁工事の入札において、長期間にわたり談合が行われてきたことは、極めて遺憾である。

政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。

11 西日本旅客鉄道株式会社福知山線において、多数の死傷者が発生するJR発足後最悪の列車脱線事故が起きたことは、極めて遺憾である。

政府は、事故の原因究明に努めるとともに、これまでの政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なかつたかを検証し、また西日本旅客鉄道株式会社に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされることがないように万全

を期すべきである。

12 日本航空グループにおいて人的要因により安全上問題のある事案が多発し、他方、航空管制業務において重大な事故につながりかねない事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、航空各社に対して、社員の安全意

識の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を強く求めるなど、今後重大な事故が引き起こされることがないように厳しく指導監督するとともに、航空管制業務については、その業務手法を徹底的に見直すべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額 八五、六二二、八〇七百万円余
歳出決算額 八二、四一五、九七〇百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額 三八五、七五四、八〇三百万円余
歳出決算額 三五七、六九一、三五六百万円余

国稅収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額 五二、九一七、九四一百万円余

支払 支払命令済額 七、七三八、八一七百万円余
歳入組入額 四四、四九六、一一五百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額 五、四三三、〇六七百万円余
支出決算額 五、二〇五、五三七百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣及び会計検査院に対し、平成十五年度決算審査措置要求決議を行った。

平成15年度決算審査措置要求決議

内閣及び会計検査院は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 平成15年度決算検査報告の指摘について

平成15年度決算検査報告の指摘内容には、「国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの」などが見られ、また指摘件数及び指摘金額は「不当事項」219件、126億余円、「意見を表示し又は処置を要求した事項」11件、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」47件、303億余円、「特に掲記を要すると認めた事項」8件、合計285件、430億余円となっており、既往30年間で指摘金額としては過去2番目に多いものとなっている。

政府は、検査結果を踏まえ、会計規律の保持、関係職員の資質向上など、効率的な予算執行及び会計事務の適正な処理に向けた措置を講ずべきである。

また、効率的な予算執行のため、政策評価の活用、内部監査体制の強化が必要であり、関係省庁が協議し、政策評価、内部監査の強化に向け具体的措置を講ずべきである。

随意契約の基準を悪用した事件が発生しているが、随意契約については、入札公告等が行われない、特段の理由もなく少額の調達に分割し随意契約とする、随意契約によるものの大きな部分が委託契約で再委託、再々委託が繰り返され効率性が損なわれている等の問題が存在する。本委員会の指摘を受け、政府が随意契約の透明性向上等に向けた方策を取りまとめたことは評価できる。政府は着実に同方策を実施すること等により、随意契約に係る諸問題の解決に取り組むべきである。

2 特別会計の事務事業等の見直しについて

現在31ある特別会計は、その歳出総額が17年度当初予算で411兆余円、純計額でも205兆余円に達しており、その規模は一般会計を大きく上回っているが、透明性

の欠如、不要不急の事業の実施、多額の不用、剰余金、積立金の発生、政府出資法人等への支出等に係る問題等、多くの問題点が存在する。

とりわけ特別会計の不用、剰余金の抑制は喫緊の課題であり、政府は、各特別会計の性格に応じ、不用、剰余金を抑制するとともに、一般会計からの繰入れも抑制するなどの措置を講ずべきである。

また、産業投資特別会計においては、NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度を原則廃止することとしたが、さらに、償還終了時の同特別会計社会資本整備勘定の廃止等の具体的措置について調査・検討する必要がある。さらに、産業投資特別会計から研究開発法人への出資状況とその有効性・効率性について調査・検討する必要がある。

農業経営基盤強化措置特別会計においては、歳入額に対する歳出額の比率が著しく低く、多額の決算剰余金が生じている。同特別会計における各事業の執行状況と決算剰余金の使途について調査・検討する必要がある。

空港整備特別会計においては、空港建設を始めとする空港整備事業等が行われている。関西国際空港二期事業の2007年限定供用決定の前提となった需要予測及び採算を確保するためには、関西国際空港株式会社の安定的な経営基盤の確立に向けた経営改善努力が不可欠になっている。政府は、同社の経営改善及び収益向上に取り組み、その有効性を検証すべきである。

3 特別会計における予算積算と執行の乖離について

(1) 電源開発促進対策特別会計

電源開発促進対策特別会計電源立地勘定において、電源地域産業育成支援事業補助金における「電気のふるさとじまん市」に関する車内広告、パンフレットに係る経費、電源地域振興指導事業に関する一部の委員会等の経費及び原子力なんでも相談室の出張説明旅費等の経費が予算参考書には記載されていたものの、実際には執行されていなかった。

また、原子力の広報に関するホームページの作成に係る経費については、予算参考書における見積りと執行との間に乖離が生じていた。

政府は、これらの点について、予算執行の経緯や実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(2) 財政融資資金特別会計

財政融資資金特別会計においても、数年にわたり財政投融资問題調査研究経費において、執行実績と異なる研究会の名目で経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と同特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

(3) 厚生保険特別会計、国民年金特別会計

厚生保険特別会計、国民年金特別会計においても、「年金週間」と関連した予算計上において、数年にわたり実際には行われていないイベントの経費が計上されていた。政府は、このような事態が生じた経緯と同特別会計の予算執行の実態を調査するとともに、具体的改善策を講ずべきである。

4 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金について

国は、一部の公益法人等の団体に補助金等を交付して資金を造成させ、公益性の高い事業を継続して行わせている。しかし、平成12年度決算検査報告は、この資金の実績等について検査したところ、設置当初から事業の実績が全くなかったものや、設置後に資金を取り巻く環境が変化したにもかかわらず資金が活用されないままになっているものが相当数見受けられた等の問題があると、掲記している。

当該検査に関して会計検査院は、資金の具体的改善状況を含めて、資金の有効性及び効率的使用についてのフォローアップの必要性について言及しており、前回検査から3年以上経過した今般、①当該資金の設置、保有状況、②運営状況、③資金の制度の見直し体制の整備状況等について、改めて検査する必要がある。

5 ITシステムの見直しについて

現在、政府部内には、厚生労働省の「社会保険オンラインシステム」を始めとするレガシー・システムが合計36あり、平成17年度予算で約3,572億円の経費が計上されている。また、このほかに、「人事給与システム」や「災害管理システム」などの多くのITシステムがある。

これらのITシステム、とりわけレガシー・システムの調達には、技術的専門性の高さから、その多くがシステム事業者任せになり、システムの詳細がどうなっているのか、各府省側でその内容の把握が不十分なまま特定事業者との間で随意契約が

繰り返され、その結果、不透明な契約内容、割高な契約額、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の帰属、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債の存在、政府全体として平成15年度におけるIT調達にかかわる決算額を確定することのできない事実等の多くの問題が生じている。

一方、会計検査院の「決算確認システム」では、その運用業務委託契約の業務内容を全面的に見直すとともに、契約方法を随意契約から一般競争契約へ移行させた結果、委託経費がそれまでの約30分の1に削減できたように多大の成果も見られる。

政府は、今後、レガシー・システムを含む77のITシステムについて「業務・システム最適化計画」を作成しシステムの全面見直しを進めていく中で、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の各府省への帰属の実現、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債問題の解消等に努め、汎用コンピュータのオープンシステム化、データ通信サービス契約そのものの見直し、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

また、会計検査院は、以上の観点に留意して会計検査を実施すべきである。

6 警察における捜査費等の不正流用疑惑について

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する捜査員の活動諸経費及び捜査等に関する捜査協力者に対する諸経費などであるが、近年、北海道警察、福岡県警察等においてその不正流用が相次いで発覚している。

平成14年度決算審査においても、この捜査費不正流用問題に関して多くの質疑応答が行われ、その結果、「内閣に対する警告」に、「北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。平成8、9年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきで

ある。」と盛り込まれたところであるが、度重なる本院の警告決議を受けながら平成15年度の決算検査報告の中で、「極めて憂慮すべき事態」とまで特記された不正経理の問題は、国会及び会計検査院の監査機能を否定しかねないゆゆしき事態である。さらに本年に入って、現職警察官の内部告発により新たに愛媛県警察の捜査費等の不正流用疑惑が発覚した。

政府及び会計検査院は、改めて捜査費等の不正流用疑惑の徹底解明に向け愛媛県警察ほか、未調査都府県警察に対し、監査を実施する必要がある。警察庁は、都道府県警察の監査及び会計検査院の实地検査に当たって、情報開示、捜査員との面談など、心証が得られるための協力を指導すべきである。また、不正疑惑に関する関係者の処分などに厳正に対処し、再発防止及び国民の信頼回復に万全を期すべきである。

7 防衛庁における燃料入札談合事件について

公正取引委員会は、平成11年10月、防衛庁調達実施本部が発注した自衛隊基地等で消費される自動車ガソリン、灯油、軽油、A重油及び航空タービン燃料の各石油製品の入札に関して、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、石油会社11社を告発し、同年11月には、排除勧告を行うとともに、調達実施本部に対しても、入札における公正かつ自由な競争を確保し、入札制度の適切な運用を行うことなどを要請した。

本年1月、防衛庁は、本件談合に関し不当利益があったと考えられる11社に対し合計約141億円の返還請求を行ったが、各社は、いまだ返還に応じていない。

返還に応じない場合、防衛庁は不当利得返還請求訴訟を起し国損の回復を図るべきである。

8 地方財政計画の計画額と決算額の乖離について

地方財政計画は、地方自治体が標準的に歳入・歳出すると見込まれる地方税収入や人件費、行政経費などの総額を算出するもので、交付税の法定率だけでは歳入と歳出の差額が生ずる場合に、その財源不足額は地方交付税の増額や地方債の増発等によって措置されている。

しかし、地方財政計画の歳出項目ごとの計画額と決算額が近年大きく乖離してい

る。平成14年度の地方財政計画額をその決算額と比較すると、例えば、「投資的経費（単独）」では、約15.7兆円の計画額に対して決算額は約10.6兆円にとどまり、計画額は決算額に比して約5.1兆円の過大計上となっている。これに対して、枠的に計上される「一般行政経費」では、約20.0兆円の計画額に対して決算額は約26.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約6.9兆円の過少計上となっている。また、「給与関係経費」も、約24.5兆円の計画額に対して決算額は約25.9兆円に上り、計画額は決算額に比して約1.4兆円の過少計上となっている。

このような計画額と決算額が乖離している現状に対して、財務省は、地方財政計画の「投資的経費（単独）」等の過大計上が給与関係経費等の不適正な支出の背景、さらには、地方交付税の肥大化につながっており、その是正・削減は喫緊の課題であると主張し、総務省は、経常的経費と投資的経費のプラス、マイナスは見合っており、投資的経費だけが過大計上であるとの主張は受け入れられず、仮に是正するならば一体的に是正すべきもの等と主張している。

政府は、国民に対する説明責任を果たす観点から、地方団体の決算の状況を十分調査し、地方財政計画の計画額と決算額の乖離の縮小に努め、地方財政計画の適正な計上に努めるべきである。

9 地方公務員の厚遇について

一部自治体の地方公務員が通常の給与以外の不合理な手当や福利厚生などにより厚遇を受けているとの批判が高まり、全国的な問題となった。

地方公務員の特殊勤務手当については、①国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当、②他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当、③月額支給等となっている特殊勤務手当が、多数の自治体において存在することが総務省の調査により明らかになった。

また、地方公務員の福利厚生については、報道などで、一部の自治体において、職員の互助組織を介在させることにより、所定の給与等とは別に、退職給付金や祝い金などの現金給付、旅行券や家電製品などの物品給付という様々な形で公費が個人に給付される例が多くあることが明らかにされた。

これらの特殊勤務手当や福利厚生などには、住民の理解が得られないものや、制度の趣旨に反するものも見受けられる。

また、給与が保障されている病気休暇の日数等についても、民間企業等との格差が指摘されている。

政府及び会計検査院は、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の行財政権を損なわないよう配慮しつつ、地方自治体における福利厚生の実態並びに休暇制度の実態及びその国・地方の格差について、特殊勤務手当と同様に調査をする必要がある。

10 公務員の研修施設の在り方について

主に国家公務員を対象とした研修に関し、国家行政組織法第8条の2において、国の行政機関には、法律又は政令の定めるところにより、施設等機関として文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）を置くことができる旨定められている。

国立学校を除く文教研修施設については、中央省庁等改革基本法において「国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする」とされた。これを受け、水産大学校等の機関はすべて独立行政法人となったが、民営化、統廃合は全く行われていないのが実情である。なお、平成16年12月の行政改革推進本部決定において、海技大学校・航海訓練所・海員学校の3機関につき、海技大学校と海員学校を統合するなどされている。

公務員の研修施設においては、そのほとんどが附帯して宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しており、類似の目的を有するのに大学校と学校の2機関に分かれていたり、研修に携わる職員が少数であるのに対し複数の指定職を置いたり、さらに国家公務員以外の地方公務員や民間人が主な研修対象者となっている施設が存在したり、その運営に不透明な点が多い。また、これらの国家行政組織法上の施設等機関としての文教研修施設以外に、本省の内部部局や地方支分部局において職員の研修を行うための独自の研修機関を設置し、文教研修施設と同様に、宿泊施設やグラウンド、テニスコート、体育館、図書館等の施設を有しているものもある。

政府は、国の行政組織等の減量・効率化を推進するに当たり、研修施設の職員数

の削減、組織の統廃合・民営化、国有財産としての施設の縮小など、行政改革の観点から、すべての研修施設を総点検すべきである。さらに国家公務員の研修の在り方についても、抜本的に見直すべきである。

11 独立行政法人の業務運営等の状況について

平成13年4月以降、特殊法人等の独立行政法人化等により法人数は増加を続けているが、一部の独立行政法人において、著しく不適正な会計処理が行われるなど会計面での規律性及び内部監査体制の欠如等が懸念される事態が生じている。

政府は、独立行政法人の監査の一層の徹底強化や業績評価の一層の厳格化に努めるべきである。

12 ODAにおける不正事案について

昨年9月、コスタリカへのODA事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に支払われた約231,000ドル(約2,500万円)のうち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(約1,800万円)が政府機関の口座に入金されないまま使途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構(JICA)の調査で明らかになった。JICAは、「不正又は不誠実な行為」があったとして、同年12月、指名停止6か月の処分を行った。なお、PCIは、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(プラス利息分)を今年1月JICAに返還した。

上記事案を受けてJICAは、PCIが過去5年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果4か国4案件において実態と異なる再委託契約を行いJICAに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、JICAはPCIに対して新たに9か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

ODAの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであり、またJICAは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託

先に関する情報の JICA 在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類の JICA への提出、JICA 在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

PCI を始めとする ODA に関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

13 草の根・人間の安全保障無償について

グローバル化が急進する中、感染症、環境問題といった国境を超える問題が世界中で広がっている。また、多発する地域紛争や経済的な要因により、難民や国内避難民などの非自発的な人の移動が大きな問題となっている。こうした問題を克服するためには、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要である。これが「人間の安全保障」の考え方であり、我が国は、人間の安全保障分野における取組を推し進めるために、1999年3月国連に「人間の安全保障基金」を設置し、積極的に支援を行ってきた。

平成15年度予算から、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得てきている草の根無償資金協力（平成14年度予算100億円）に、人間の安全保障の考えをより強く反映させ、「草の根・人間の安全保障無償」として、主に NGO を被供与団体とし、迅速な実施が求められる緊急の支援にも対応していくこととした（平成15年度草の根・人間の安全保障無償資金協力予算150億円）。

供与限度額の原則1,000万円以下は草の根無償資金協力時と変更はないが、最大供与額を従来の5,000万円から1億円に引き上げた。

政府は、15年度から実施した「草の根・人間の安全保障無償」について、それまでの草の根無償と比較して、その意義、効果等について調査・検討する必要がある。

14 NGO の業務委託について

平成13年度決算における内閣に対する警告において、政府開発援助の効率的かつ効果的な実施を図ることを求め、さらに平成14年度決算に関する要請決議において

は、政府開発援助を適正かつ効率的に実施するため、国際協力活動に取り組む非政府組織との連携・支援・対話を拡充し、その育成・強化を図ることを政府に要求している。

現在、NGOに対する支援には、外務省の日本NGO支援無償やJICAの委託事業である草の根技術協力などがあるが、外務省は、ODAとNGOの連携を示す手段として、NGOへの業務委託の実績額（決算ベース）を毎年度公表すべきである。

15 スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は5億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の2億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの2億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

16 外務省直轄の無償資金協力項目、外務省・財務省が所管している国際機関 出資・拠出項目、各省庁技術協力等の項目の個別案件事後評価について

ODAについては、効果的・効率的実施の観点から評価の充実が図られてきている。しかし、現在までのところ、事後評価が十分になされていない分野もある。

政府は、ODAにおける外務省直轄の無償資金協力項目、外務省・財務省が所管している国際機関出資・拠出項目、各省庁技術協力等の項目について、その使用状況、効果等を調査する必要がある。

特に、OECD・DAC（開発援助委員会）や世界銀行が提示している国際基準に準ずる事後評価制度を個別案件ごとに幅広く実施すべきである。

17 国際機関等への資金拠出に関する情報開示について

国際機関への出資・拠出は、平成15年度において4,314億円となっているが、各国際機関の事業実績、財務状況等についての情報が十分開示されていない。

国際機関に対する資金拠出に当たっては、国際機関側から適切な報告を求め、十分な情報開示に努めるとともに、拠出の時期・方法を精査した上、滞留金や事業執行の状況を踏まえた適切な予算要求を行うべきである。

18 在外公館における不適正な出納事務について

平成12、14及び15年度決算検査報告に、在外公館の職員による公金の着服など、在外公館における会計経理が適正を欠くと認められる事案が掲記されていた。

さらに、平成15年度決算検査報告では、会計検査院が検査した21公館（在カンボジア、在モンゴル、在ラオス、在アルゼンチン、在エクアドル、在コスタリカ、在パナマ、在ホンジュラス、在オランダ、在ブルガリア、在ルーマニア、在トルコ、在チュニジア、在リビア各日本国大使館、及び在シアトル、在シカゴ、在デトロイト、在エドモントン、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール各日本国総領事館）において、歳入徴収官、資金前渡官吏及び検査員が自ら行うべき重要な事務が当該者により行われていない、補助職員の範囲及びその事務の範囲が明確でないまま公金を取り扱われている、会計事務処理が適正に行われていない事態があった。また、在ラオス大使館及び在エドモントン総領事館においては、現金が領得される事態があった。平成16年10月28日、会計検査院は、外務大臣に対し、在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置要求を行った。

外務省は、外務省改革の一環として、特別集中査察を平成13年度から平成15年度末までに130の在外公館に対して実施した。前述の会計検査院が検査した21公館のうち17公館ではこの特別集中査察が実施されていたが、会計検査院から指摘された事態を含め必ずしも是正されるには至っていなかった。

外務省は、内閣官房報償費をめぐる不祥事以来、綱紀粛正と意識改革の必要性が再三指摘されながら、会計検査院から更なる指摘を受け、また外務省改革に取り組んでいる中、職員による公金の着服が行われたことは、極めて遺憾である。外務省は、出納事務手続について会計検査院から受けた指摘を厳粛に受け止め、事務の範囲の明確化、会計法令の遵守の一層の改善に取り組み、内部統制、相互牽制が十分

機能するよう努めるべきである。

19 財団法人の破産について

外務省所管の財団法人国際教育情報センターにおいては、平成16年9月の外務省の立入検査により債務超過となっていることが判明し、同年11月、破産宣告を受けた。原因として、長引く不況により企業等からの会費、寄附収入や受注が減少したことや、理事長や事務局長の高齢化による事務の停滞等、同センター自身の運営体制の問題が挙げられるが、そもそも、外務省が定期的な立入検査を行ってきたにもかかわらず基本財産の取崩し等に気付かず、指導監督が十分でなかったことは、極めて問題である。

文部科学省所管の財団法人日本学会事務センターにおいては、財務状況が長年にわたって徐々に悪化して債務超過に陥り、平成16年8月、破産宣告を受けた。同センターが文部科学省に提出した報告書では、財務状況悪化の原因として、長期借入金で取得した同センターの本部ビルに関し、その償還が適切に行われなかったことや、同センターが設立した株式会社に対する貸付金が回収困難に陥った上、同センターによる債権回収の努力もなかったことなどを挙げている。また、同センターは、文部科学大臣の承認手続を経ずに長期借入れを行い、その返済について学会からの預り金を無断流用した上、当該事実について平成14年度まで財務書類に計上していなかった。このような不適切な財務運営に一部の役員のみが関与し、長期間にわたり他の理事や監事によるチェック機能が働いていなかった上、文部科学省が同センターから報告を受けるまで財務状況の問題点を認識していなかったことは、ゆゆしき問題である。

外務省及び文部科学省は、それぞれが所管する財団法人国際教育情報センター、財団法人日本学会事務センターの破産について、なぜ破産に至ったのか、どのような指導、監督が行われてきたのか等について、主務官庁として詳細な報告をするべきである。また、所管するすべての公益法人の財務状況を精査して問題点を整理し、その上で監査体制を見直すなど指導監督の強化徹底を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

20 (独) 科学技術振興機構の収支改善について

会計検査院が独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供業務の運営状況について検査したところ、売上げの過半を占めるオンライン情報サービスにおいて、商品ごとの費用収益が的確に把握されておらず、商品ごとに収支改善計画が策定できないものとなっていた。また、収支改善計画の実施状況について検査したところ、策定された計画の見直しに当たり、事業収入が2か年間も減少し続けているにもかかわらず、収入の伸びを見込んで策定するなど、楽観的な見込みに基づいた計画を策定していた。

同機構が平成14事業年度及び平成15事業年度に行った収支改善計画の見直しは、事業収入が減少傾向にあることを十分に反映させていないなど抜本的なものとはなっておらず、文献情報提供勘定において引き続き費用が収益を上回る状況が長期にわたって継続し、今後の安定的な業務実施が困難となるなどのおそれがあった。

文部科学省は、同機構が、利用者の需要動向等を的確に把握し、その需要に即したサービスの開発・提供に努めるなどするとともに、提供する商品ごとの売上状況等を的確に把握するなどし、事業の実績を適切に収支改善計画に反映していくよう適切な措置を講ずべきである。

21 厚生労働省都道府県労働局における不正経理について

厚生労働省広島労働局において、物品を購入したように書類を偽装するなどして庁費、委託費等から1億7,302万円を不正に支出し、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどの会計法令等に違背する事案があった。また、この不祥事案を受けて行われた厚生労働省における都道府県労働局への調査の中で、兵庫労働局においても同様の不正経理の実態が明らかとなった。これらの行為は長年にわたり組織的に行われ、いわゆる裏金として管理され、職員間の懇親やタクシー代等の費用に充てられていた。これらの不正経理に関係し、両労働局職員が逮捕・起訴されている。

厚生労働省は平成16年8月に公表した内部調査結果において、兵庫労働局の不正経理の金額を約3,000万円としていたが、その後の警察における捜査によって、それを大きく上回る金額が不正に支出されていたことが判明し、当初の内部調査が不十分であったことが明らかとなった。これにより、この問題に関して再調査を行うこととなったが、いまだその全容解明には至っていない。

広島労働局においては、このほかにも、職員が支出負担行為担当官及び支出官の補助者として予算執行事務に従事中、支出負担行為担当官等の決裁を受けることなく小切手等を作成し、自ら開設した他人名義の金融機関口座に国庫金を振り込ませるなどして、計2,359万円を領得した事案もあった。

厚生労働省では、依然として厚生労働省に対する決算検査報告の指摘金額が最多となっている中、広島労働局の不正経理など厚生労働省での不祥事が頻発していること等を受け、現在、副大臣をトップとする信頼回復対策推進チームにおいて事実関係を徹底して調査しているところであるが、その調査の内容について、すべて公表するとともに、内部監査の充実等の措置を講じ、不祥事を二度と起こさない体制の確立に取り組み、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

22 「総合的雇用情報システム」における随意契約に関連した厚生労働省の天下りの実態について

全国のハローワークで求人受付、職業紹介、雇用・職業関係情報を提供している「総合的雇用情報システム」に関して、保守・運用業務を発注している厚生労働省労働市場センター業務室の元室長らが、発注先企業である（株）シー・エス・エスの役員に相次いで天下りしている。

厚生労働省の「総合的雇用情報システム」は、昭和63年に運用が開始され、事業開始以来、同一業者（富士通（株）、（株）NTT東日本、（株）NTT西日本、（株）NTTコミュニケーションズ、（株）シー・エス・エス）と随意契約が繰り返されている政府のレガシー・システムの一つである。なお、（株）シー・エス・エスは、昭和61年に設立され、資本金5,000万円、役員8名の企業である。

「総合的雇用情報システム」の過去3年間の総契約額は、平成13年度128億円、平成14年度154億円、平成15年度165億円の合計447億円となっているが、このうち、（株）シー・エス・エスの受注額は、平成13年度115億円、平成14年度116億円、平成15年度114億円の合計345億円で、同システムにおける同社の受注比率は、それぞれ90%、75%、69%、合計では77%に上っており、同社の受注比率の高さが目立っている。

同社には設立以来、取締役社長を始め延べ19人の厚生労働省出身者が役員として天下っており、そのうち18人が職業安定局出身者、さらに7人の職業安定局の最終

官職が職業安定局労働市場センター業務室長となっている。現在も専務取締役と取締役の2人(ともに職業安定局の最終官職が職業安定局労働市場センター業務室長)が天下っている。これまで延べ29人の職業安定局出身者が役員以外の従業員として天下っている。さらに、一部の職員が所要の承認を経ず、天下った事実は誠に遺憾である。

職業安定局労働市場センター業務室はシステムの発注窓口であり、このような発注者による受注企業への天下りは看過できず、本件問題については、その詳細を調査する必要がある。加えて厚生労働省は、本件と同様、随意契約によるシステム発注者の受注企業への天下り状況を省内すべてについて調査し、速やか、かつ、厳正に対処すべきである。

23 社会保障費の地域格差について

国民医療費は、近年、横ばい傾向にあるものの、その額は30兆円を超え、多額に上っている。医療費の伸びの最大の要因は老人医療費の増加であるが、一人当たりの老人医療費については最大と最小の都道府県で約1.5倍の格差が存在している。

市町村が保険者となっている介護保険においても、毎年給付費が増大しており、また、都道府県別に見ると、第1号被保険者1人当たりの支給額に約2倍の地域格差が生じている。このほかにも、人的要因を含めたサービスの供給体制等についても、地域格差が生じているといった問題も指摘されている。

以上のことから、政府及び会計検査院は、地域ごとの事情を十分配慮しつつ、社会保障における地域間の財政状況・給付状況について調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

24 監修料について

厚生労働省が平成16年10月に公表した全省調査によれば、過去5年間(平成11年度から平成15年度)に国庫補助金等に関する出版物等について、186件、877人、7億4,850万円もの監修料の受取の実態があり、それらが職員の深夜残業時のタクシー代や職員間の懇親等の費用に充てられていた。

また、社会保険庁等においては、上記のほか、特定の事業者からの監修料の受取が過去5年間(平成11年度から平成15年度)で3,161万円あり、それらも職員の深

夜残業時のタクシー代等に充てられていた。また、同庁においては、ほぼすべてのケースで監修作業を行った職員に代わり、各課の庶務担当者が監修料を受け取り、そこから経理課予算班の担当者に預けられるなど、監修料が組織的に管理されていた。社会保険庁の事案については、平成16年10月の全省調査の際、監修料に関するこのような仕組みの存在を明らかにせず、調査が不十分なものとなったことに対し、28人の職員が処分を受けている。

このような実態は、国民に対して不透明な印象を強く与え、国民の不信感を一層増大、増幅させるものであり、保険料等の公費が監修料という形で職員に還流しているのではないかと批判を招かざるを得ないものである。厚生労働省はこの問題を受け、現在、監修料等の受取を禁止しているところであるが、一刻も早い国民の信頼回復に向け、綱紀肅正により一層努めるべきである。

25 社会保険庁における不適切な随意契約等について

社会保険庁においては、(株)カワグチ技研と会計法令の趣旨に反する随意契約を締結するなどの問題があった。社会保険庁では、これらの問題を受け全庁調査を行ったが、この中で、100名にも上る同庁職員が(株)カワグチ技研及びその関係企業である(株)ニチネン企画から接待等を受けたことが明らかとなった。このほか、幹部職員1名が(株)カワグチ技研に対し特別の便宜を図った収賄の容疑により、逮捕・起訴されている。同庁においても、このような事態に至った要因として、個々の職員の倫理意識の問題に加え、組織の内部統制不足、コスト感覚の緩みといった問題が背景にあり、組織として極めて深刻な問題を抱えているとの認識を示している。

また、多数の職員による興味本位の年金加入情報の閲覧、度重なる年金の支給ミス等の業務規律の弛緩とも言える事態に加え、ゴルフ練習場、ゴルフ用具やマッサージ機など、年金給付に関すること以外に税金や年金保険料を安易に使っていた問題もある。

社会保険庁においては、これらの事案に対し厳正な処分を下すこと等により、綱紀の厳正な保持に努め、あわせて一刻も早い社会保険事業への国民の信頼回復のため、社会保険事業に係る業務について、その組織の在り方をも含め、抜

本的に見直すべきである。

26 「社会保険オンラインシステム」について

社会保険庁の「社会保険オンラインシステム」は、約6,500万人に上る国民年金、厚生年金の加入者情報等を一元管理するシステムで、昭和42年の運用開始から平成15年度までに年金保険料などから約1兆1,700億円の金額が支出されてきた最大のレガシー・システムである。

しかし、このシステムの調達について、社会保険庁は、システムの内容をほとんど把握しないまま（株）エヌ・ティ・ティ・データ（NTTデータ）等の特定事業者との間で随意契約を繰り返した結果、不透明な契約内容、割高な契約額となっている等の問題が指摘されている。

例えば、①NTTデータ等との「データ通信サービス契約」に関して、契約書に明記されていない業務への支払が平成15年度だけで約106億円に上っていたこと、②NTTデータのビル内にありオンライン業務が実施されている社会保険業務センター三鷹庁舎は、庁舎の賃貸借契約が行われず、長年にわたってNTTデータとの「データ通信サービス契約」と一体的なものとして予算上の積算もないまま「通信専用料」から支払われてきたこと等である。

「社会保険オンラインシステム」については、既の実施された刷新可能性調査の最終報告書の内容に問題があるとの指摘もあり、本システムにおける契約内容など会計面での調査を実施する必要がある。

また、社会保険庁は、今後「業務システム最適化計画」を作成し「社会保険オンラインシステム」の見直しを進めていく中で、「データ通信サービス契約」そのものを全面的に見直し、不透明な契約内容を徹底的に改めるべきである。その際、「データ通信サービス」を解除した場合に支払う必要のあるシステム開発費用の残額約2,000億円（いわゆる残債）について、端末設備のオープン化に必要な額約165億円の解消に加えて、その他の部分についてもオープン化していく方向でNTTデータと協議し、汎用コンピュータのオープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等の実現を図っていくべきである。

27 全農の米架空取引事件等について

全国農業協同組合連合会（全農）秋田県本部は、平成16年に入ってから平成15年産米の価格の下落により、入札価格が農家への仮渡金を下回ることをおそれ、卸会社と共謀して高額で落札し、直後に買い戻すという架空取引を行った。これにより引き上げた落札価格を指標価格としてその後の相対取引に反映させたというものである。架空取引分の補助金の不正受給もなされている。

また、同本部は、米の横流し事件も起こしている。全農の100%子会社である（株）パールライス秋田が平成15年度決算において特定の取引先からの米代金の入金に滞り債務超過の懸念が生じたため、農家から販売委託されている米を横流しして簿外で販売し、赤字を埋めたというものである。横流し分についての補助金の不正受給もなされている。

全農は、この2件の以前にも、平成13年からの短い期間に、食品の偽装表示等8件の不祥事を起こし、農林水産省から6回の業務改善命令が出されている。

政府は、今回の2件の事件について厳正に対処するのみならず、不祥事を相次いで起こしている全農に対し、今後二度と不祥事を起こすことがないように猛省を促すとともに、その事業を抜本的に見直す必要がある。

不正受給が発生した全農向けの補助金についても、受給方式の見直しを検討する必要がある。

また、米の架空取引事件については、背景に米取引の構造的な問題もあることから、公正な米取引の実現及び価格形成の適正化に向けて、取引ルールを検証するとともに、コメ価格センターへの上場数量の増加、取引結果の透明性の向上、不正行為に対する監視の強化等について検討する必要がある。

28 核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題について

原子力発電所における使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、高速増殖炉や軽水炉の燃料として再利用する核燃料サイクル政策に関し、旧通商産業省が、使用済み核燃料をそのまま地中に埋める直接処分を行った場合と再処理を行った場合との費用比較について、平成6年に試算を行っていたことが、平成16年7月に明らかになった。

この試算資料の中では、再処理の費用が直接処分の約2倍となることが示されて

いた。平成6年6月の総合エネルギー調査会原子力部会中間報告書では、「直接処分方式をとることは、資源的、技術的、社会的に見て問題が多く、最終処分費の見積りが極めて不透明であることから、両路線の比較を行うこと自体が困難である」との結論に至ったものである。その後、平成16年3月の本院予算委員会質疑において、資源エネルギー庁は、日本においては再処理をしない場合のコストを試算したものはない旨答弁し、結果として事実と異なる答弁を行った。また、この試算資料の存在が明らかになった後、旧科学技術庁においても、費用比較の非公開資料があったことが明らかになった。

政府は、国民に対する情報提供の在り方を厳しく見直し、種々の意見のある原子力エネルギーや核燃料サイクルのように国民的な関心の極めて高い分野において、幅広い視点から国民に開かれた形で議論されるよう、政策判断の根本となる重要な資料や情報の十分な開示に努めるべきである。

29 産業再配置促進費補助金の見直しについて

工業再配置促進法に基づく産業再配置促進費補助金（以下「促進費補助金」という。）は、工業の再配置を工場等と地域社会との融和等に配慮しつつ促進するため、市町村、道府県及び企業を交付対象者として、工場の移転又は新增設と密接な関係を有する①環境保全施設（緑地、公園等）、②福祉施設（スポーツ施設等）、③その他の施設（販売促進・展示施設等）の整備を対象に交付されている。その交付実績は、初年度の昭和48年度から平成15年度までの累計で約1,271億円となっている。バブル崩壊後の大型経済対策が行われた一時期を除けばおおむね減少傾向が続いており、ピーク時である昭和50年度の約72億円と比較すると、平成15年度は約4億円（予算額約7億円）と1割以下の水準にまで落ち込んでいる。なお、平成16年度予算額では約5億円、平成17年度予算額では約3億円と更に落ち込んでいる。

促進費補助金については、補助金によって整備された町の研修施設が県内企業の新設した工場から10キロメートルほども離れている、補助金申請のときは存在していた工場が交付のときには倒産していた、また、整備された施設の利用度が見込みに比べ1割以下と著しく低くなっている事例がある等の問題がある。

さらに、東大阪市及び尼崎市については、市からの要望もあり、構造改革特別区域計画において移転促進地域からの除外に係る特例基準で認定されたことを受け、

移転促進地域から除外されており、また、工業再配置促進法で求められている工業再配置計画についても、前計画の終了後、経済産業省において、いまだに策定されていない。

促進費補助金については、その交付実績が長年減少傾向にあり、また、創設から30年超を経て、経済社会情勢が変化したことをも踏まえ、時代のニーズにこたえるべき政策という意味で柔軟に対応していく必要がある。また、平成17年度の予算執行調査で促進費補助金が増えられていることから、その結果をも踏まえ、財務省、経済産業省が十分に協議した上、促進費補助金を見直すべきである。

30 中小企業高度化資金の運用状況について

独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧中小企業総合事業団）の実施する高度化事業は、中小企業者が組合等設立して行う中小企業構造の高度化に寄与する事業（集団化、施設集約化等）及び第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業（商店街整備等支援施設の設置・運営等）に対して融資を行うものであり、その主な原資は政府出資金及び債券発行により調達した資金である。

同事業においては、①貸付資金残（手元資金）、②政府出資金を主な財源とすることによる順ざや収支差から積み上がった利益剰余金、③ほとんどが手元資金となっている出資事業資金が多額に上っていたため、総務省行政評価局の通知において、「資金需要の動向を踏まえつつ、余裕金の有効活用を図っていくこと」、「その際、追加出資の適切な抑制や必要に応じ更なる貸付金利の引下げ等の検討が必要」とされた。

これを受け、旧中小企業総合事業団は平成11年度から、融資対象条件の緩和や貸付割合の引上げ、追加出資の抑制等を行ったが、事業実績は伸びず、平成12年度の余裕金は4,199億円に達しており、総務省行政評価局は、平成14年7月の通知において、改めて余裕金の有効活用のための更なる対策を提起した。

同事業の余裕金の発生に関しては、景気の影響による中小企業の投資意欲の減退等、事業自体のニーズの問題や、中小企業者にとっての使い勝手の悪さなどが指摘されている。また、中小企業者の設立する組合の一部には、組合員の倒産等により必ずしも十分に機能していない状況や、実質的には貸付金の焦げ付きとなっている貸付金返済の停滞等が全国的に見られ、これに対し、各都道府県の対応も適切さを

欠いている状況にある。このままでは、近い将来、地方公共団体や納税者に大きな負担を強いることも懸念されており、政府及び会計検査院は、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

31 中心市街地における商業活性化対策の有効性について

中心市街地における商業活性化対策については、中核であるテナントミックス事業や空き店舗解消事業等の実施に当たり、中心となるべきタウンマネジメント機関（TMO）に十分な人的体制や財政的基盤が備わっていない、ひいては本来のTMO事業の趣旨が十分に浸透しておらず、TMOに期待される本来の機能が発揮されていないとの会計検査院の報告がある。

中心市街地における市街地の整備改善等の予算額については、国土交通省関係で平成17年度予算で事業費1兆825億円、そのうち国費負担5,369億円、平成10年度以降の総額で事業費8兆9,319億円、そのうち国費負担4兆5,821億円となっている。

同活性化対策が、中小企業の活性化等、真に中心市街地活性化に結び付いているのか、政府及び会計検査院は、その執行の有効性について、調査・検討及び会計検査を行う必要がある。

32 橋梁談合について

官公庁などが発注する鋼鉄製橋梁工事をめぐり、受注に談合組織の関与が疑われ、平成16年10月、公正取引委員会は、関係会社の立入調査を行うなどして審査を行ってきたが、本年5月、独占禁止法違反の疑いで8社を告発した。告発された8社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者39社とともに談合組織を結成し、国土交通省の地方整備局などが競争入札により発注する橋梁工事について、不正に受注予定者を決定するなど談合を繰り返していた。

鋼鉄製橋梁業界の年間の市場規模は、約3,500億円に上り、告発の対象となった平成15年度及び平成16年度、国土交通省の関東、東北、北陸の3地方整備局では、167件、発注総額約705億円分の競争入札が行われ、予定価格に占める落札額の割合は、両年度とも94%となっていた。

現在、告発を受けた検察庁では、関係者を逮捕して捜査を行っており、公正取引

委員会では、引き続き審査を進めているが、全容解明には至っていない。

公共事業における入札談合は、予算の適正な執行を阻害する悪質な行為である。政府は、入札契約に係る競争性・透明性の確保の徹底、業者への指導の強化等により、再発防止と公正な競争の確保に努めるべきである。

33 JR西日本福知山線における列車脱線事故について

本年4月、西日本旅客鉄道(株)(JR西日本)福知山線において、死者107名、負傷者549名というJR発足後最悪の惨事となる列車脱線事故が起きた。事故原因については、現在、航空・鉄道事故調査委員会等の関係機関により調査が進められているところであるが、JR西日本が経営の効率性を追求する中で安全を軽視してきたことが事故の背景にあるとの指摘もあり、再発防止策として、安全設備の整備、運行に無理のないダイヤ編成、乗務員教育の見直しなどが求められている。

国土交通省は、JR西日本福知山線における列車脱線事故について原因究明に努めるとともに、急カーブでの速度超過防止のためのATSシステムの整備や運行ダイヤの審査などについての政府における鉄道安全対策の在り方等が十分なものであったかを検証し、JR西日本に対して、全社的な安全意識の徹底、事故防止のための機器の整備等の安全確保の徹底を求め、再び重大な事故が引き起こされないよう万全の措置を講ずべきある。

34 航空交通におけるトラブルの多発について

日本航空(JAL)グループにおいて、管制指示違反、航空機部品の誤使用等の人的要因により安全に影響を与えるおそれのある事案が多発し、国土交通省が事業改善命令等の措置を講じたが、その後も、航空機最後部の滑走路への接触、規定違反の副操縦士による離着陸操縦など同種の事案が続いて発生している。

また、行政側においても、国土交通省の管制官のミスにより、補修工事のために閉鎖中の滑走路に旅客機を誤着陸させるという重大な事故につながりかねない事案が発生している。

国土交通省は、JALグループを始め航空各社に対して、社員の安全意識の再徹底を強く求めるとともに、経営陣から現場の末端まで一体となった安全確保のための取組がなされるよう厳しく監視・監督すべきである。

航空管制業務については、管制官に対し安全意識の再徹底をすることはもとより、航空情報の処理手続やそのチェック体制を含め、安全確保の観点から徹底した見直しを図るべきである。

35 地方都市開発整備事業の実施について

地域振興整備公団は、大都市及びその周辺地域以外の地域で地方都市開発整備事業を実施してきたが、特殊法人の整理合理化により、平成16年7月以降、新規事業を行わないこととし、これまでの事業を都市再生機構に承継した。公団が実施した同事業について会計検査院が検査したところ、事業開始後20年以上経過しながらも多くの譲渡予定面積が残っていて事業効果の発現が著しく遅延している地区や、譲渡価格が原価を大幅に下回っているなどして多額の損失の発生が見込まれている地区が見受けられ、事業全体の採算性を確保することが困難となり、多額の損失を生じる可能性が高いことは極めて問題である。

国土交通省は、都市再生機構において、事業の中止を含めた見直しや事業費の削減に関する計画を策定するよう適切な措置を講ずべきである。

36 公共施設等の耐震対策について

公共施設の耐震対策については、阪神・淡路大震災以降、種々の新たな施策が講じられてきているが、緊急輸送道路の橋梁等の耐震補強が不十分であることや、港湾における大規模地震対策施設の整備が十分に進捗していないこと等から、一層の対策推進を図る必要がある。

政府は、①緊急輸送道路の橋梁並びに新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の三箇年プログラムによる耐震補強、②本年3月の交通政策審議会の答申を踏まえた、港湾における大規模地震・津波対策の推進、③河川の堤防の耐震対策、④新幹線の高架橋の耐震補強について、迅速な推進を図るべきである。

また、阪神・淡路大震災においては、昭和56年以前の耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られたが、平成15年現在でも4,700万戸の住宅のうち1,150万戸が耐震性が不十分とされ、戸建住宅等の耐震診断・改修に対する補助制度が創設されているものの、その利用実績が低調である等の問題がある。政府は、住宅の耐震化について、総合的な対策を早急に取りまとめるべきである。

平成十七年六月八日 参議院会議録第二十四号

- 一、平成十五年度一般会計歳入歳出決算
一、平成十五年度特別会計歳入歳出決算
一、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書

右

国会に提出する。

平成十六年十一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

審査報告書

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月七日

決算委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十五年度中の一般会計及び特別会計を合わせたの国有財産の増加額は、二十三兆八千五百九十九億二千万円余、減少額は、三十二兆五千六百二十三億二百万円余、差引純減少額は、八兆七千二百三億八千万円余である。

これを平成十四年度末現在額百十兆九千二百三十九億五百万円余から減算すると、平成十五年度末現在額は百二兆二千二百十五億二千三百万円余である。

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月七日

決算委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十五年度中の一般会計及び特別会計を合わせたの無償貸付の増加額は、二千八百十五億四千六百万円余、減少額は、二千九百六十九億四百万円余、差引純減少額は、百五十三億五千七百万円余である。

これを平成十四年度末現在額一兆五百七十五億七千九百万円余から減算すると、平成十五年度末現在額は一兆四百二十二億二千二百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成十六年十一月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、平成十五年度国有財産増減及び現在額

総計算書並びに平成十五年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

審査報告書

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年六月七日

外交防衛委員長 林 芳正

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、人身取引に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年五月十七日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書

前文

この議定書の締結国は、
人(特に女性及び児童)の取引を防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、そのような取引を防止し、そのような取引を行う者を処罰し、及びそのような取引の被害者を保護するための措置(そのような被害者の国際的に認められた人権を保護することによるものを含む)を含む包括的かつ国際的な取組を被害者が所在していた国、通過する国及び目的地である国において必要とすることを宣言し、

人、特に女性及び児童に対する搾取と戦うための規則及び実効的な措置を含む種々の国際文書が存在するにもかかわらず、人身取引のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、 そのような文書が存在しない場合には、人身取引の被害を受けやすい者が十分に保護されないことを憂慮し、 国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に女性及び児童の取引を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会(すべての国が参加することができもの)を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百一十一号(第五十三回会期)を想起し、 人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し、及び処罰するための国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、 次のとおり協定した。 I 一般規定 第一条 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係 1 この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。 2 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。 3 第五条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。	第二条 目的 この議定書は、次のことを目的とする。 (a) 女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。 (b) 人身取引の被害者の人権を十分に尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること。 (c) (a) 及び (b) に規定する目的を実現するため、締約国間の協力を促進すること。 第三条 用語 この議定書の適用上、 (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくははげしい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。 (b) (a) に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。 (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。 (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。	第四条 適用範囲 この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。 第五条 犯罪化 1 締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。 2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。 (a) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂 (b) 1の規定に従って定められる犯罪に加担する行為 (c) 1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為 II 人身取引の被害者の保護 第六条 人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供 1 締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。この保護には、特に、そのような取引に関連する法的手続を秘密のものとすることを含む。 2 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して次のものを提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。	(a) 関連する訴訟上及び行政上の手続に関する情報 (b) 防衛の権利を害しない方法で被害者の意見及び懸念が犯人に対する刑事手続の適当な段階において表明され、及び考慮されることを可能にするための援助 3 締約国は、適当な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、特に、次のものの提供を含む措置をとることを考慮する。 (a) 適当な住居 (b) 人身取引の被害者が理解することのできる言語によるカウンセリング及び情報(特にその者の法的な権利に関するもの) (c) 医学的、心理的及び物理的援助 (d) 雇用、教育及び訓練の機会 4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、人身取引の被害者の年齢、性別及び特別の必要性(適当な住居、教育及び保護を含む)、特に児童の特別の必要性を考慮する。 5 締約国は、人身取引の被害者が当該締約国の領域内にいる間、その身体の安全を確保するよう努める。 6 締約国は、人身取引の被害者に対し、その者が被った損害の賠償を受けることを可能とする措置を自国の国内法制に含めることを確保する。 第七条 受入国における人身取引の被害者の地位 1 締約国は、前条の規定に基づく措置をとることに加え、適当な場合には、人身取引の被害者
--	--	---	--

平成十七年六月八日 参議院会議録第二十四号

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。

2 締約国は、1に規定する措置を実施するに当たり、人道上の及び同情すべき要素に適当な考慮を払う。

第八条 人身取引の被害者の送還

1 締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であつて、自国民であるもの又は受入締約国の領域に入つた時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。

2 締約国が人身取引の被害者を他の締約国に送還する場合であつて、その者が当該他の締約国の国民であるとき、又はその者が受入締約国の領域に入つた時点で当該他の締約国に永住する権利を有していたときは、その送還は、その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払いつつ行われるものとし、かつ、任意で行われることが望ましい。

3 受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者が自国民であるか否か又は受入締約国の領域に入つた時点で自国に永住する権利を有していたか否かを確認する。

4 締約国は、人身取引の被害者が自国民である場合又はその者が受入締約国の領域に入つた時点で自国に永住する権利を有していた場合であつて、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくてもその送還

を容易にするため、その者が自国の領域に渡航し、及び再入国することができるようにするために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に対し発給することに同意する。

5 この条の規定は、受入締約国の国内法により人身取引の被害者に与えられるいかなる権利も害するものではない。

6 この条の規定は、人身取引の被害者の送還を全面的又は部分的に定める適用可能な二国間又は多数国間のいかなる協定又は取極の適用も妨げるものではない。

III 防止、協力その他の措置

第九条 人身取引の防止

1 締約国は、次の事項についての包括的な政策、計画その他の措置を定める。

(a) 人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。

(b) 人身取引の被害者、特に女性及び児童が再び被害を受けることのないようにすること。

2 締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うため、調査、情報提供活動、マスメディアを通じての活動、社会上及び経済上の自発的活動等の措置をとるよう努める。

3 この条の規定に従つて定める政策、計画その他の措置には、適当な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団との協力を含む。

4 締約国は、人、特に女性及び児童が人身取引の被害を受けやすい要因(貧困、不十分な開発及び平等な機会の欠如を含む。)を軽減する措置(二国間又は多数国間の協力によるものを含む。)をとり、又は強化する。

5 締約国は、人、特に女性及び児童に対するあ

らゆる形態の搾取であつて人身取引の原因となるものを助長する需要を抑制するため、教育上、社会上又は文化上の立法その他の措置(二国間及び多数国間の協力によるものを含む。)をとり、又は強化する。

第十条 情報交換及び訓練

1 締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、次の事項を判断することを可能とするため、自国の国内法に従つて情報を交換することにより相互に協力する。

(a) 他人の旅行証明書を所持し、又は旅行証明書を所持することなく国境を越え、又は越えようとする者が人身取引の加害者又は被害者であるか否か。

(b) ある者が人身取引の目的で国境を越えるために使用し、又は使用しようとした旅行証明書の種類

(c) 人身取引の目的で組織的な犯罪集団が用いた手段及び方法(被害者の獲得及び輸送、経路並びに人身取引を行う個人及び集団の相互の関係を含む。)並びにこれらを探知するための可能な措置

2 締約国は、人身取引の防止に当たる法執行の職員、出入国管理の職員その他の関係職員を訓練し、又はその訓練を強化する。その訓練においては、人身取引の防止、人身取引を行う者の訴追及び被害者の権利の保護(人身取引を行う者からの保護を含む。)に用いられる方法に焦点を合わせるべきである。また、その訓練においては、人権並びに児童及び性に関する機微な問題に配慮する必要性を考慮すべきであり、非政

府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力することを奨励すべきである。

3 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその情報の使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。

第十一条 国境措置

1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。

2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第五条の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

3 2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者(あらゆる運輸業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。)がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。

4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定めるために必要な措置をとる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従つて定められる犯罪の実行に係る者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条 文書の安全及び管理

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

- (a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。
- (b) 締約国により又は締約国に代わって発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条 文書の正当性及び有効性

締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であつて人身取引において使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

IV 最終規定

第十四条 保留条項

- 1 この議定書のいかなる規定も、国際法(国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む。)の下における国家及び個人の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。
- 2 この議定書に規定する措置は、人身取引の被害者であることを理由にその者を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用さ

れる。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。

第十五条 紛争の解決

- 1 締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。
- 2 この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 3 締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。
- 4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- 1 この議定書は、二千年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後、二千年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国のうち少なくとも一の国が1の規定に従つてこの議定書に署名していること

を条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

- 3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。
- 4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

第十七条 効力発生

- 1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該機関の構

成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

- 2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の日又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

第十八条 改正

- 1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票するこの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

審査報告書

3 1の規定に従って採択された改正は、締約国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

4 1の規定に従って採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第十九条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合には、この議定書の締約国でなくなる。

第二十条 寄託者及び言語

1 国際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。

2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

要領書
一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

要領書

要領書

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

一、委員会決定の理由
この議定書は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、移民を密入国させることに効果的に対処するため国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められる。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年五月十七日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書

前文

この議定書の締約国は、
陸路、海路及び空路により移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦うための効果的な行動が、国内的、地域的及び国際的な協力、情報交換その他の適当な措置（社会経済上の措置を含む。）を含む包括的かつ国際的な取組を必要とすることを宣言し、
国際連合総会が、加盟国並びに国際連合及びその関連機関に対し、移住の根本的な原因、特に貧困に関連するものに対処するため国際的な移住及び開発の分野における国際協力を強化すること並びに

国際連合総会が、加盟国並びに国際連合及びその関連機関に対し、移住の根本的な原因、特に貧困に関連するものに対処するため国際的な移住及び開発の分野における国際協力を強化すること並びに

びに関係者に対する国際的な移住の利益を最大にすることを要請し、並びに適当な場合には地域間、地域及び小地域の機構が移住及び開発の問題に引き続き対処することを奨励した千九百九十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百一十二号（第五十四回会期）を想起し、

移民を人道的に取り扱い、及び移民に対しその権利の十分な保護を与えることが必要であると確信し、
他の国際的な場において作業が行われてきたにもかかわらず、移民を密入国させることその他の関連する問題のあらゆる側面を取り扱う普遍的な文書が存在しないという事実を考慮し、

移民を密入国させることに係る組織的な犯罪集団の活動その他この議定書に規定する関連する犯罪活動であつて関係国に大きな害をもたらしているものの著しい増加を懸念し、
また、移民を密入国させることがその移民の生命及び安全を危うくすることがあることを懸念し、

国際連合総会が、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な国際条約を作成すること並びに特に移民の不法な取引及び輸送（海路によるものを含む。）を取り扱う国際文書の作成について討議することを目的とする政府間特別委員会（すべての国が参加することができるもの）を設置することを決定した千九百九十八年十二月九日の国際連合総会決議第百一十一号（第五十三回会期）を想起し、
陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うた

国際連合総会が、加盟国並びに国際連合及びその関連機関に対し、移住の根本的な原因、特に貧困に関連するものに対処するため国際的な移住及び開発の分野における国際協力を強化すること並びに

めに有益であると確信して、次のとおり協定した。

I 一般規定

第一条 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

1 この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。

2 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3 第六条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

第二条 目的

この議定書の目的は、密入国の対象となつた移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

第三条 用語

この議定書の適用上、
(a) 「移民を密入国させる」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

(b) 「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。

(c) 「不正な旅行証明書又は身分証明書とは、次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

(i) 国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えら

れた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの

(ii) 虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの

(iii) 正当な所持者以外の者によつて用いられているもの

(d) 「船舶」とは、軍艦、軍の支援船又は政府が所有し、若しくは運航する他の船舶であつて政府の非商業的役務にのみ使用しているものを除くほか、水上輸送の用に供され、又は供することができるとするすべての型式の船舶類(無排水量船及び水上航空機を含む)をいう。

第四条 適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従って定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となつた者の権利の保護について適用する。

第五条 移民の刑事上の責任

移民は、次条に規定する行為の対象となつた事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

第六条 犯罪化

1 締約国は、故意に行われた行為であつて金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 移民を密入国させること。

(b) 移民を密入国させることを可能にする目的

で、

(i) 不正な旅行証明書又は身分証明書を製造すること。

(ii) 不正な旅行証明書又は身分証明書を入手し、提供し、又は所持すること。

(c) (b)に規定する手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にするこ

と。

2 締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂

(b) 1(a)、(b)(i)又は(c)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為及び自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として1(b)(ii)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為

(c) 1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

3 締約国は、1(a)、(b)(i)及び(c)の規定に従って定められる犯罪について、並びに2(b)及び(c)の規定に従って定められる犯罪については自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、次のことを刑を加重する情状とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 関係する移民の生命又は安全を脅かし、又は脅かすおそれがあること。

(b) 関係する移民に対する非人道的な又は品位を傷つける取扱い(搾取のためのものを含

む)を伴うこと。

4 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。

II 海路により移民を密入国させること
第七条 協力

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力をを行う。

第八条 海路により移民を密入国させることを防止する措置

1 締約国は、自国の旗を掲げている船舶若しくは自国において登録されたと主張している船舶、国籍のない船舶又は外国の旗を掲げている船舶若しくは旗を示すことを拒否した船舶であつて実際には自国の国籍を有するものが、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足る合理的な理由を有する場合に、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられることを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その能力の範囲内で可能な限り援助を行う。

2 締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であつて他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足る合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗

官 報 (号 外)

国に要請することができる。旗国は、その要請を行った国に対し、特に、次のことについて許可を与えることができる。 (a) 当該船舶に乗船すること。 (b) 当該船舶を捜索すること。 (c) 当該船舶が海路により移民を密入国させることに関与していることの証拠が発見された場合には、旗国の許可により、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適当な措置をとること。	二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。 7 締約国は、船舶が、海路により移民を密入国させており、かつ、国籍のない船舶又は国籍のない船舶とみなすことができる船舶と疑うに足る合理的な理由を有する場合には、当該船舶に乗船し、及びこれを捜索することができる。当該締約国は、疑いを裏付ける証拠が発見された場合には、関連する国内法及び国際法に従って適当な措置をとる。	よう適当な考慮を払う。 (a) 海洋に関する国際法に基づく沿岸国の権利及び義務並びに裁判権の行使 (b) 船舶に関する行政上、技術上及び社会上の事項について旗国が裁判権を行使し、及び規制を行う権限 4 このIIの規定に基づいて海上においてとられる措置は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることのできる船舶又は航空機であつてそのための権限を与えられているものによつてのみとることができる。	方法、第六条に規定する行為において使用される旅行証明書又は身分証明書の不法な変造、複製、取得又は他の悪用並びにこれらを探知する方法 (e) 第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うための立法上の経験並びに慣行及び措置 (f) 法の執行に有用な科学的及び技術的情報であつて第六条に規定する行為を防止し、探知し、及び捜査し、並びに関係者を訴追するための相互の能力を向上させるもの 2 情報を受領した締約国は、その情報を提供した締約国がその使用について課した制限に係るいかなる要請にも従う。
3 2の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。 4 締約国は、自国において登録されたと主張する船舶又は自国の旗掲げる船舶が自国において登録されているか否か又は自国の旗掲げることが許されているか否かを確定するための他の締約国からの要請及び2の規定に従つて与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。	1 締約国は、前条の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、次のことを行う。 (a) 乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保すること。 (b) 船舶又はその積荷の安全を危うくすることのないよう適当な考慮を払うこと。 (c) 旗国その他の関係国の商取引上又は法律上の利益を害することのないよう適当な考慮を払うこと。 (d) 利用可能な手段の範囲内で、船舶に関してとられるいかなる措置も環境上適正なものであることを確保すること。	1 締約国、特に、共通の国境を有し、又は移民を密入国させる経路上に位置する締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げることなく、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、次の事項に関する情報を締約国間で交換する。 (a) 第六条に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によつて利用されていると知られ、又は疑われている乗込地及び目的地並びに経路、運送人及び輸送手段	1 締約国は、人の移動の自由に関する国際的な約束の適用を妨げることなく、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。 2 締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第六条1(a)の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。
5 旗国は、前条の規定に反することなく、2に規定する許可に自国と要請を行った国との間において合意される条件(責任に関する条件及びとられる効果的な措置の範囲に関する条件を含む。)を付することができる。締約国は、人の生命に対する急迫した危険を排除するために必要な措置又は関連する二国間若しくは多数国間の協定に基づく措置を除くほか、旗国の明示の許可なしに追加の措置をとってはならない。 6 締約国は、援助の要請、船舶の登録又は自国の旗掲げる権利の確認の要請及び適当な措置をとることの許可の要請を受け、並びにこれらの要請に回答する一の当局又は必要な場合には	2 船舶は、前条の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていないかつた場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。 3 このIIの規定に基づき、措置がとられ、採用され、又は実施される場合には、次の事項を妨げること又はこれらに影響を及ぼすことのない	(b) 第六条に規定する行為を行っていると知られ、又は疑われている組織又は組織的な犯罪集団の特定及び方法 (c) 締約国が発給する旅行証明書の真正及び適正な様式並びに未記入の旅行証明書又は身分証明書の盗難又はこれに関連する悪用 (d) 人を隠匿し、及び輸送するための手段及び	3 2の措置には、適当な場合には、適用可能な国際条約の適用を妨げることなく、商業運送業者(あらゆる運送業者又は輸送手段の所有者若しくは運航者を含む。)がすべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることを含む。 4 締約国は、自国の国内法に従い、3に規定する義務についての違反があつた場合の制裁を定

めるために必要な措置をとる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、この議定書に従って定められる犯罪の実行に係る者の入国を拒否し、又は査証を取り消すことを可能とする措置をとることを考慮する。

6 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第二十七条の規定の適用を妨げることなく、特に、直接の連絡の経路を設け、及び維持することにより、国境管理機関の間の協力を強化することを考慮する。

第十二条 文書の安全及び管理
締約国は、利用可能な手段の範囲内で、次の目的のために必要な措置をとる。

(a) 自国が発給する旅行証明書又は身分証明書が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質又は不法に変造されず、模造されず若しくは発給されない品質であることを確保すること。

(b) 締約国により又は締約国に代わって発給される旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、並びにこれらの証明書の不法な作成、発給及び使用を防止すること。

第十三条 文書の正当性及び有効性
締約国は、他の締約国から要請があった場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給され、又は発給されたとされる旅行証明書又は身分証明書であつて第六条に規定する行為を行う目的で使用されている疑いがあるものについて、その正当性及び有効性を確認する。

第十四条 訓練及び技術協力
締約国は、第六条に規定する行為の防止及び

その行為の対象となつた移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。

2 締約国は、第六条に規定する行為を防止し、これと戦い、及びこれを根絶し、並びにその行為の対象となつた移民の権利を保護するためその職員に対して適切な訓練がその領域内で行われることを確保するよう、適当な場合には、相互に、又は権限のある国際機関、非政府機関その他の関連機関若しくは市民社会の他の集団と協力する。当該職員の訓練には、次のことを含む。

(a) 旅行証明書の安全及び品質を向上させること。

(b) 不正な旅行証明書又は身分証明書を識別し、及び探知すること。

(c) 犯罪に関する情報、特に、第六条に規定する行為を行っていることが知られ、又は疑われている組織的な犯罪集団の特定、密入国の対象となつた移民の輸送に用いられた方法、第六条に規定する行為を行うための旅行証明書又は身分証明書の悪用及び移民を密入国させることに用いられた隠匿の手段に関する情報を収集すること。

(d) 通常利用される出入国地点及び通常利用されない出入国地点において密入国の対象となつた者を探知するための手段を改善すること。

(e) この議定書に従い移民を人道的に取り扱い、及びその権利を保護すること。
い、及びその権利を保護すること。
関連の専門知識を有する締約国は、第六条に

規定する行為の対象となつた者が所在し、又は通過することが頻繁である国に対し、技術援助を提供することを考慮する。締約国は、第六条に規定する行為と戦うため、必要な物資（車両、コンピュータ・システム、文書読取装置等）を提供するためにあらゆる努力を払う。

第十五条 その他の防止措置
1 締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三十一条の規定に従い、移民となる可能性のある者が組織的な犯罪集団の被害者となることを防止するため広報の分野において協力する。

3 締約国は、適当な場合には、移民を密入国させることに係る社会経済上の根本的な原因（貧困、不十分な開発等）と戦うため、移住の社会経済上の現実を考慮し、並びに経済的及び社会的に低迷している地域に特別の注意を払い、国内的、地域的及び国際的な開発計画及び協力を促進し、又は強化する。

第十六条 保護及び援助に関する措置
1 締約国は、この議定書の実施に当たり、国際法に基づく義務に従い、第六条に規定する行為の対象となつた者の権利であつて適用可能な国際法に基づいて与えられるもの、特に、生命に対する権利及び拷問又は他の残虐な、非人道的

な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利を保全し、及び保護するため、すべての適当な措置（必要な場合には、立法を含む）をとる。

2 締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由により個人又は集団が加えられることのある暴力から移民を適切に保護するため適当な措置をとる。

3 締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由によりその生命又は安全が脅かされている移民に適当な援助を与える。

4 締約国は、この条の規定を適用するに当たり、女性及び児童の特別の必要性を考慮する。

5 締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者を抑留する場合には、領事関係に関するウィーン条約に基づく義務（適用可能な場合には、領事官に対する通報及び領事官との通信に関する規定についてその者に遅滞なく告げる義務を含む）を遵守する。

第十七条 協定及び取極
締約国は、次の事項を目的とする二国間の若しくは地域的な協定又は運用上の取極若しくは了解を締結することを考慮する。

(a) 第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うために最も適当かつ効果的な措置を定めること。

(b) 締約国間でこの議定書の規定の効果を高めること。

第十八条 密入国の対象となつた移民の送還
1 締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となつた者であつて、自

国民であるもの又は送還する時点で自国に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。	2 締約国は、自国の国内法に従い、第六条に規定する行為の対象となつた者であつて受入国の領域に入つた時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を容易にし、及び受け入れる可能性を考慮する。	3 受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となつた者が自国民であるか否か又は自国に永住する権利を有するか否かを確認する。	4 締約国は、第六条に規定する行為の対象となつた者が自国民である場合又は自国に永住する権利を有する場合であつて、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくてもその送還を容易にするため、その者が自国の領域に渡航し、及び再入国することができるようになるために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に対し発給することに同意する。	5 第六条に規定する行為の対象となつた者の送還に係る締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。	6 締約国は、この条の規定の実施に当たり、関連する国際機関と協力することができる。	7 この条の規定は、受入締約国の国内法により第六条に規定する行為の対象となつた者に与えられるいかなる権利も害するものではない。
8 この条の規定は、第六条に規定する行為の対象となつた者の送還について全面的又は部分的に定める他の適用可能な二国間若しくは多数国間の条約又は運用上の協定若しくは取極に基づき義務に影響を及ぼすものではない。	IV 最終規定 第十九条 保留条項	1 この議定書のいかなる規定も、国際法（国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む）の下における国家及び個人の他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。	2 この議定書に規定する措置は、第六条に規定する行為の対象であることを理由に人を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。	第二十條 紛争の解決 1 締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決しよう努める。	2 この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。	3 締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。
1 この議定書は、二千年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後、二千年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。	2 この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国のうち少なくとも一の国が1の規定に従つてこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。	3 この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。	4 この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であつてその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。	第二十二條 効力発生 1 この議定書は、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の効力発生前に効力を生ずることはない。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。	2 四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの議定書を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この議定書は、当該国又は地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三十日目の日又は1の規定によりこの議定書が効力を生ずる日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。	第二十三條 改正 1 この議定書の締約国は、この議定書の効力発生から五年を経過した後は、改正を提案し、及

び改正案を国際連合事務総長に提出することが出来る。同事務総長は、直ちに、締約国及び締約国会議に対し、改正案をその審議及び決定のために送付する。締約国会議において会合する議定書の締約国は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票することの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

3 1の規定に従って採択された改正は、締約国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならぬ。

4 1の規定に従って採択された改正は、締約国が国際連合事務総長に当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日で当該締約国について効力を生ずる。

5 改正は、効力を生じたときは、その改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。他の締約国は、改正前のこの議定書の規定(批准し、受諾し、又は承認した従前の改正を含む。)により引き続き拘束される。

第二十四条 廃棄

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面に

よる通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関は、当該機関のすべての構成国がこの議定書を廃棄した場合には、この議定書の締約国でなくなる。

第二十五条 寄託者及び言語

1 国際連合事務総長は、この議定書の寄託者に指定される。

2 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

審査報告書

商標法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年六月七日

経済産業委員長 佐藤 昭郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業競争力の強化と地域経済の活性化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図るため、地域の名称及び商品の普通名称

のみからなる商標等について、地域団体商標の登録を受けることを可能にする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、地場産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資するため、事業者団体等の商品開発意欲を助長し、地域ブランド化を促進するための支援策を講ずべきである。右決議する。

商標法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年五月十二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

商標法の一部を改正する法律案

商標法の一部を改正する法律

商標法(昭和三十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 (地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入

の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限り)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

官 報 (号 外)

3 第一項の場合における第三条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。	第十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の第二項を加える。	まで」に改める。 第四十七条に次の一項を加える。 2 商標登録が第七条の第二項の規定に違反してされた場合(商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものとなつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。 第六十四条に次の一項を加える。
4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。	4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。 第三十条第一項ただし書中「商標権」の下に「及び地域団体商標に係る商標権」を加える。 第三十一条の二の見出し中「団体構成員」を「団体構成員等」に改め、同条第一項中「という。」の下に「又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員(以下「地域団体構成員」という。)」を、「当該法人」の下に「又は当該組合等」を、「について団体商標」の下に「又は地域団体商標」を、「その商標権」の下に「団体商標に係る商標権に限る。」を加え、同条第三項中「団体構成員」の下に「又は地域団体構成員」を加え、同条第四項中「団体商標」の下に「又は地域団体商標」を加え、「商標権」を「その商標権」に改め、「団体構成員」の下に「若しくは地域団体構成員」を加える。	2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができ 第三十三条第三項中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。 第四十三条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の第二項」を加える。 第四十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加え、同項に次の一号を加える。 六 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつてるとき。 第四十六条の二中「又は第五号」を「から第六号
第十一條第一項中「(団体商標の商標登録出願)の下に「及び地域団体商標の商標登録出願」を、「以下同じ。」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(団体商標の商標登録出願)の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(先使用による商標の使用をする権利)」を付し、同条の次に次の一條を加える。 第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の	3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。 第六十五条第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。 第六十八条第二項中「第七条第一項若しくは第三項」を「第七条の二第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条の二まで」を「第四十五条まで、第四十六条(第一項第六号を除く。)、第四十六条の二」に改め、「第四条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加える。 第六十八条の三十四第一項及び第六十八条の三十八中「二に」を「いずれかに」に改める。
2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。	第十二条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人は、この法律による改正後の商標法第十一条第一項又は第三項の規定にかかわらず、その商標登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属している防護標章登録出願に係る防護標章登録出願人は、商標法第十二条第一項の規定にかかわらず、その防護標章登録出願を地域団体商標に係る商標登録出願に変更することができない。

3 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出品等の日は平成十八年四月一日とみなす。

4 地域団体商標の商標登録を受けようとする者が、商標法第十三条第一項又は同項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定により優先権を主張しようとする場合(商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。)において、最初の出願若しくは千九百一十一年六月二日にワシントンセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。

うとする場合(商標法第九条の二又は第九条の三の規定により優先権を主張することができることとされている場合を含む。)において、最初の出願若しくは千九百一十一年六月二日にワシントンセルで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成十八年四月一日前であるときは、出願日は平成十八年四月一日とみなす。

5 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認」

賛成者氏名

一三〇名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君
青木 幹雄君	秋元 司君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
荒井 正吾君	荒井 広幸君	田中 直紀君	田村 公平君
有村 治子君	泉 信也君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
市川 一朗君	岩井 國臣君	竹山 裕君	武見 敬三君
岩城 光英君	岩永 浩美君	谷川 秀善君	段本 幸男君
魚住 汎英君	小野 清子君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
大仁田 厚君	大野つや子君	中川 義雄君	中島 啓雄君
太田 豊秋君	岡田 直樹君	中島 眞人君	中曾根弘文君
岡田 広君	荻原 健司君	中原 爽君	中村 博彦君
加治屋義人君	加納 時男君	二之湯 智君	西島 英利君
狩野 安君	景山俊太郎君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君	長谷川憲正君	橋本 聖子君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	林 芳正君	福島啓史郎君
河合 常則君	木村 仁君	藤井 基之君	藤野 公孝君
岸 宏一君	岸 信夫君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
北岡 秀二君	北川イツセイ君	舩添 要一君	松田 岩夫君
杵掛 哲男君	国井 正幸君	松村 祥史君	松村 龍二君
倉田 寛之君	小池 正勝君	松山 政司君	三浦 一水君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
小齊平敏文君	小林 温君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山内 俊夫君	山崎 力君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山崎 正昭君	山下 英利君
坂本由紀子君	桜井 新君	山谷えり子君	山本 一太君
山東 昭子君	清水嘉子君	山本 順三君	吉田 博美君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	吉村剛太郎君	脇 雅史君
末松 信介君	鈴木 政二君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
		浮島とも子君	加藤 修一君

反対者氏名		賛成者氏名	
九七名		二二七名	
足立 信也君	浅尾慶一郎君	阿部 正俊君	愛知 治郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	青木 幹雄君	秋元 司君
池口 修次君	犬塚 直史君	荒井 正吾君	荒井 広幸君
今泉 昭君	岩本 司君	有村 治子君	泉 信也君
江田 五月君	小川 敏夫君	市川 一朗君	岩井 國臣君
尾立 源幸君	大石 正光君	岩城 光英君	岩永 浩美君
大江 康弘君	大久保 勉君	魚住 汎英君	小野 清子君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	大仁田 厚君	大野つや子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	太田 豊秋君	岡田 直樹君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	岡田 広君	荻原 健司君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	加治屋義人君	加納 時男君
郡司 彰君	小林 正夫君	狩野 安君	景山俊太郎君
小林 元君	奥石 東君	柏村 武昭君	片山虎之助君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	河合 常則君	木村 仁君
櫻井 充君	芝 博一君	岸 宏一君	岸 信夫君
風間 昶君	草川 昭三君	大田 昌秀君	近藤 正道君
木庭健太郎君	澤 雄二君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
白浜 一良君	高野 博師君	又市 征治君	糸数 慶子君
谷合 正明君	遠山 清彦君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
西田 実仁君	浜田 昌良君	角田 義一君	
浜四津敏子君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	松 あきら君		
山口那津男君	山下 栄一君		
山本 香苗君	山本 保君		
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君		
日程第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度国稅収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に對し警告」			
島田智哉子君	主濱 了君	大田 昌秀君	近藤 正道君
榛葉賀津也君	田名部匡省君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
田村 秀昭君	高嶋 良充君	又市 征治君	糸数 慶子君
高橋 千秋君	谷 博之君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
千葉 景子君	シレン マルティン君	角田 義一君	
津田弥太郎君	辻 泰弘君		
富岡由紀夫君	那谷屋正義君		
内藤 正光君	直嶋 正行君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君		
白 眞勲君	林 久美子君		
平田 健二君	平野 達男君		
広田 一君	広中和歌子君		
広野ただし君	福山 哲郎君		
藤末 健三君	藤本 祐司君		
藤原 正司君	前川 清成君		
松井 孝治君	松岡 徹君		
松下 新平君	円 より子君		
水岡 俊一君	峰崎 直樹君		
森 ゆうこ君	築瀬 進君		
柳澤 光美君	柳田 稔君		
山下八洲夫君	山根 隆治君		
山本 孝史君	蓮 舩君		
和田ひろ子君	若林 秀樹君		
渡辺 秀央君	井上 哲士君		
市田 忠義君	緒方 靖夫君		
紙 智子君	小池 晃君		
小林美恵子君	大門実紀史君		
仁比 聡平君	吉川 春子君		
北岡 秀二君	北川イツセイ君		
杏掛 哲男君	国井 正幸君		
倉田 寛之君	小池 正勝君		
小泉 昭男君	小泉 顕雄君		
小齊平敏文君	小林 温君		
後藤 博子君	鴻池 祥肇君		
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君		
坂本由紀子君	桜井 新君		
山東 昭子君	清水嘉与子君		
椎名 一保君	陣内 孝雄君		
末松 信介君	鈴木 政二君		
世耕 弘成君	関口 昌一君		
関谷 勝嗣君	田浦 直君		
田中 直紀君	田村 公平君		
田村耕太郎君	伊達 忠一君		
竹山 裕君	武見 敬三君		
谷川 秀善君	段本 幸男君		
鶴保 庸介君	中川 雅治君		
中川 義雄君	中島 啓雄君		
中島 眞人君	中曾根弘文君		
中原 爽君	中村 博彦君		
二之湯 智君	西島 英利君		
野上浩太郎君	野村 哲郎君		
長谷川憲正君	橋本 聖子君		
林 芳正君	福島啓史郎君		
藤井 基之君	藤野 公孝君		
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
舩添 要一君	松田 岩夫君		

松村 祥史君	松村 龍二君	高橋 千秋君	谷 博之君
松山 政司君	三浦 一水君	千葉 景子君	シレン・メライ君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
山内 俊夫君	山崎 力君	内藤 正光君	直嶋 正行君
山崎 正昭君	山下 英利君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
山谷えり子君	山本 一太君	白 眞勲君	林 久美子君
山本 順三君	吉田 博美君	平田 健二君	平野 達男君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	広田 一君	広中和歌子君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	広野ただし君	福山 哲郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤末 健三君	藤本 祐司君
池口 修次君	犬塚 直史君	藤原 正司君	前川 清成君
今泉 昭君	岩本 司君	松井 孝治君	松岡 徹君
江田 五月君	小川 敏夫君	松下 新平君	円 より子君
尾立 源幸君	大石 正光君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
大江 康弘君	大久保 勉君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	柳澤 光美君	柳田 稔君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	山下八洲夫君	山根 隆治君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山本 孝史君	蓮 舫君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	和田ひろ子君	若林 秀樹君
郡司 彰君	小林 正夫君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君
小林 元君	興石 東君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	加藤 修一君	風間 昶君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	草川 昭三君	木庭健太郎君
櫻井 充君	芝 博一君	澤 雄二君	白浜 一良君
島田智哉子君	主濱 了君	高野 博師君	谷合 正明君
樺葉賀津也君	田名部匡省君	遠山 清彦君	西田 実仁君
田村 秀昭君	高嶋 良充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君

弘友 和夫君	福本 潤一君	太田 豊秋君	岡田 直樹君
松 あきら君	山口那津男君	岡田 広君	荻原 健司君
山下 栄一君	山本 香苗君	加治屋義人君	加納 時男君
山本 保君	渡辺 孝男君	狩野 安君	景山俊太郎君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君	柏村 武昭君	片山虎之助君
市田 忠義君	緒方 靖夫君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
紙 智子君	小池 晃君	河合 常則君	木村 仁君
小林美恵子君	大門実紀史君	岸 宏一君	岸 信夫君
仁比 聡平君	吉川 春子君	北岡 秀二君	北川イツセイ君
大田 昌秀君	近藤 正道君	倉掛 哲男君	国井 正幸君
福島みずほ君	洲上 貞雄君	小泉 寛之君	小池 正勝君
又市 征治君	糸数 慶子君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	小斉平敏文君	小林 温君
角田 義一君		後藤 博子君	鴻池 祥肇君
		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
		坂本由紀子君	桜井 新君
		山東 昭子君	清水嘉与子君
		椎名 一保君	陣内 孝雄君
		末松 信介君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関口 昌一君
		関谷 勝嗣君	田浦 直君
		田中 直紀君	田村 公平君
		田村耕太郎君	伊達 忠一君
		竹山 裕君	武見 敏三君
		谷川 秀善君	段本 幸男君
		鶴保 庸介君	中川 雅治君
		中川 義雄君	中島 啓雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	中村 博彦君

反対者氏名

○名

日程第二 平成十五年度国有財産増減及び現在額
 総計算書「委員長報告のとおり是認」
 賛成者氏名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
 青木 幹雄君 秋元 司君
 荒井 正吾君 荒井 広幸君
 有村 治子君 泉 信也君
 市川 一朗君 岩井 國臣君
 岩城 光英君 岩永 浩美君
 魚住 汎英君 小野 清子君
 大仁田 厚君 大野つや子君

一三〇名

二之湯 智君	西島 英利君	反對者氏名	九六名	廣中和歌子君	廣野ただし君	有村 治子君	泉 信也君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	藤末 健三君	市川 一朗君	岩井 國臣君
長谷川憲正君	橋本 聖子君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤本 祐司君	藤原 正司君	岩城 光英君	岩永 浩美君
林 芳正君	福島啓史郎君	池口 修次君	犬塚 直史君	前川 清成君	松井 孝治君	魚住 汎英君	小野 清子君
藤井 基之君	藤野 公孝君	今泉 昭君	岩本 司君	松岡 徹君	松下 新平君	大仁田 厚君	大野つや子君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	江田 五月君	小川 敏夫君	円より子君	水岡 俊一君	太田 豊秋君	岡田 直樹君
舛添 要一君	松田 岩夫君	尾立 源幸君	大石 正光君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	岡田 広君	荻原 健司君
松村 祥史君	松村 龍二君	大江 康弘君	大久保 勉君	築瀬 進君	柳澤 光美君	加治屋義人君	加納 時男君
松山 政司君	三浦 一水君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	柳田 稔君	山下八洲夫君	狩野 安君	景山俊太郎君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	山根 隆治君	山本 孝史君	柏村 武昭君	片山虎之助君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	蓮 舩君	和田ひろ子君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
山内 俊夫君	山崎 力君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	河合 常則君	木村 仁君
山崎 正昭君	山下 英利君	郡司 彰君	小林 正夫君	井上 哲士君	市田 忠義君	岸 宏一君	岸 信夫君
山谷えり子君	山本 一太君	小林 元君	輿石 東君	緒方 靖夫君	紙 智子君	北岡 秀二君	北川イツセイ君
山本 順三君	吉田 博美君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	小池 晃君	小林美恵子君	杓掛 哲男君	国井 正幸君
吉村剛太郎君	脇 雅史君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	大門実紀史君	仁比 聡平君	倉田 寛之君	小池 正勝君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	櫻井 充君	芝 博一君	吉川 春子君	大田 昌秀君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
浮島とも子君	加藤 修一君	島田智哉子君	主濱 了君	近藤 正道君	福島みずほ君	小齊平敏文君	小林 温君
風間 昶君	草川 昭三君	榛葉賀津也君	田名部匡省君	洲上 貞雄君	又市 征治君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
木庭健太郎君	澤 雄二君	田村 秀昭君	高嶋 良充君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
白浜 一良君	高野 博師君	高橋 千秋君	谷 博之君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	坂本由紀子君	桜井 新君
谷合 正明君	遠山 清彦君	千葉 景子君	シレン マルティ君	辻 泰弘君	角田 義一君	山東 昭子君	清水嘉子子君
西田 実仁君	浜田 昌良君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	末松 信介君	鈴木 政二君
福本 潤一君	松 あきら君	山下 栄一君	山口那津男君	山本 保君	鰐淵 洋子君	平野 達男君	林 久美子君
山本 香苗君	鰐淵 洋子君	平野 達男君	林 久美子君	廣田 一君	荒井 正吾君	荒井 広幸君	伊達 忠一君
渡辺 孝男君							

竹山 裕君	武見 敏三君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	日程第四 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	
谷川 秀善君	段本 幸男君	福本 潤一君	松 あきら君	櫻井 充君	芝 博一君	日程第五 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	
鶴保 庸介君	中川 雅治君	山口那津男君	山下 栄一君	島田智哉子君	主演 了君		
中川 義雄君	中島 啓雄君	山本 香苗君	山本 保君	榛葉賀津也君	田名部匡省君		
中島 眞人君	中曽根弘文君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	田村 秀昭君	高嶋 良充君		
中原 爽君	中村 博彦君	井上 哲士君	市田 忠義君	高橋 千秋君	谷 博之君		
二之湯 智君	西島 英利君	緒方 靖夫君	紙 智子君	千葉 景子君	シレン マルテ君		
野上浩太郎君	野村 哲郎君	小池 晃君	小林美恵子君	津田弥太郎君	辻 泰弘君		
長谷川憲正君	橋本 聖子君	大門実紀史君	仁比 聡平君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君		
林 芳正君	福島啓史郎君	吉川 春子君	大田 昌秀君	内藤 正光君	直嶋 正行君	賛成者氏名	
藤井 基之君	藤野 公孝君	近藤 正道君	福島みずほ君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	阿部 正俊君	
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	洲上 貞雄君	又市 征治君	白 眞勲君	林 久美子君	青木 幹雄君	
舩添 要一君	松田 岩夫君	糸数 慶子君		平田 健二君	平野 達男君	荒井 正吾君	
松村 祥史君	松村 龍二君			広田 一君	広中和歌子君	有村 治子君	
松山 政司君	三浦 一水君			広野ただし君	福山 哲郎君	市川 一朗君	
水落 敏栄君	溝手 顕正君			藤末 健三君	藤本 祐司君	岩城 光英君	
森元 恒雄君	矢野 哲朗君			藤原 正司君	前川 清成君	魚住 汎英君	
山内 俊夫君	山崎 力君			犬塚 直史君	松岡 徹君	大仁田 厚君	
山崎 正昭君	山下 英利君			今泉 昭君	松井 孝治君	太田 豊秋君	
山谷えり子君	山本 一太君			江田 五月君	小川 敏夫君	岡田 広君	
山本 順三君	吉田 博美君			尾立 源幸君	大石 正光君	加治屋義人君	
吉村剛太郎君	脇 雅史君			大江 康弘君	大久保 勉君	狩野 安君	
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			大塚 耕平君	岡崎トミ子君	片山虎之助君	
浮島とも子君	加藤 修一君			加藤 敏幸君	神本美恵子君	亀井 郁夫君	
風間 昶君	草川 昭三君			木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	木村 仁君	
木庭健太郎君	澤 雄二君			北澤 俊美君	工藤堅太郎君	岸 信夫君	
白浜 一良君	高野 博師君			郡司 彰君	小林 正夫君	北川イッセイ君	
谷合 正明君	遠山 清彦君			小林 元君	奥石 東君	国井 正幸君	
西田 実仁君	浜田 昌良君			佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	小池 正勝君	
反対者氏名				八二名			
足立 信也君				浅尾慶一郎君			
朝日 俊弘君				伊藤 基隆君			
池口 修次君				犬塚 直史君			
今泉 昭君				岩本 司君			
江田 五月君				小川 敏夫君			
尾立 源幸君				大石 正光君			
大江 康弘君				大久保 勉君			
大塚 耕平君				岡崎トミ子君			
加藤 敏幸君				神本美恵子君			
木俣 佳丈君				喜納 昌吉君			
北澤 俊美君				工藤堅太郎君			
郡司 彰君				小林 正夫君			
小林 元君				奥石 東君			
佐藤 泰介君				佐藤 道夫君			
鈴木 陽悦君				角田 義一君			
渡辺 秀央君				黒岩 宇洋君			
和田ひろ子君				若林 秀樹君			
山本 孝史君				蓮 舫君			
山下八洲夫君				山根 隆治君			
柳澤 光美君				柳田 稔君			
森 ゆうこ君				築瀬 進君			
水岡 俊一君				峰崎 直樹君			
松下 新平君				円 より子君			
松井 孝治君				松岡 徹君			
藤原 正司君				前川 清成君			
藤末 健三君				福山 哲郎君			
広野ただし君				広中和歌子君			
平田 健二君				平野 達男君			
白 眞勲君				林 久美子君			
西岡 武夫君				羽田雄一郎君			
内藤 正光君				直嶋 正行君			
富岡由紀夫君				那谷屋正義君			
津田弥太郎君				辻 泰弘君			
千葉 景子君				シレン マルテ君			
高橋 千秋君				谷 博之君			
田村 秀昭君				高嶋 良充君			
榛葉賀津也君				田名部匡省君			
島田智哉子君				主演 了君			
櫻井 充君				芝 博一君			
佐藤 雄平君				齋藤 勤君			

小泉 顕雄君	小齊平敏文君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	内藤 正光君	直嶋 正行君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君
小林 温君	後藤 博子君	山崎 力君	山崎 正昭君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山下 英利君	山谷えり子君	白 眞勲君	林 久美子君	紙 智子君	小池 晃君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 一太君	山本 順三君	平田 健二君	平野 達男君	小林美恵子君	大門実紀史君
桜井 新君	山東 昭子君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	広田 一君	広中和歌子君	仁比 聡平君	吉川 春子君
清水嘉与子君	椎名 一保君	脇 雅史君	足立 信也君	広野ただし君	福山 哲郎君	大田 昌秀君	近藤 正道君
陣内 孝雄君	末松 信介君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	藤末 健三君	藤本 祐司君	福島みずほ君	湊上 貞雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	伊藤 基隆君	池口 修次君	藤原 正司君	前川 清成君	又市 征治君	糸数 慶子君
関谷 昌一君	関谷 勝嗣君	犬塚 直史君	今泉 昭君	松井 孝治君	松岡 徹君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
田浦 直君	田中 直紀君	岩本 司君	江田 五月君	松下 新平君	円 より子君	角田 義一君	
田村 公平君	田村耕太郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君		
伊達 忠一君	竹山 裕君	大石 正光君	大江 康弘君	森 ゆうこ君	築瀬 進君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	大久保 勉君	大塚 耕平君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
段本 幸男君	鶴保 庸介君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山下八洲夫君	山根 隆治君		
中川 雅治君	中川 義雄君	神本美恵子君	木俣 佳文君	山本 孝史君	蓮 舫君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		
中曾根弘文君	中原 爽君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君		
中村 博彦君	二之湯 智君	小林 正夫君	小林 元君	魚住裕一郎君	浮島とも子君		
西島 英利君	野上浩太郎君	奥石 東君	佐藤 泰介君	加藤 修一君	風間 昶君		
野村 哲郎君	長谷川憲正君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
橋本 聖子君	林 芳正君	齋藤 勁君	櫻井 充君	澤 雄二君	白浜 一良君		
福島啓史郎君	藤井 基之君	芝 博一君	島田智哉子君	高野 博師君	谷合 正明君		
藤野 公孝君	保坂 三蔵君	主演 了君	榛葉賀津也君	遠山 清彦君	西田 実仁君		
真鍋 賢二君	舩添 要一君	田名部匡省君	田村 秀昭君	浜田 昌良君	浜四津敏子君		
松田 岩夫君	松村 祥史君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	弘友 和夫君	福本 潤一君		
松村 龍二君	松山 政司君	谷 博之君	シルン マルティン	松 あきら君	山口那津男君		
三浦 一水君	水落 敏栄君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君		
溝手 顕正君	森元 恒雄君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	山本 保君	渡辺 孝男君		
				反対者氏名			
				○名			
				日程第六 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)			
				賛成者氏名			
				愛知 治郎君			
				秋元 司君			
				荒井 広幸君			
				泉 信也君			
				岩井 國臣君			
				岩永 浩美君			
				小野 清子君			
				大野つや子君			
				岡田 直樹君			
				荻原 健司君			
				加納 時男君			
				景山俊太郎君			
				青木 幹雄君			
				荒井 正吾君			
				有村 治子君			
				市川 一朗君			
				岩城 光英君			
				魚住 汎英君			
				大仁田 厚君			
				太田 豊秋君			
				岡田 広君			
				加治屋義人君			
				狩野 安君			
				柏村 武昭君			

片山虎之助君	金田 勝年君	福島啓史郎君	藤井 基之君	芝 博一君	島田智哉子君	谷合 正明君	遠山 清彦君
亀井 郁夫君	河合 常則君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君	主濱 了君	榎葉賀津也君	西田 実仁君	浜田 昌良君
木村 仁君	岸 宏一君	真鍋 賢二君	舩添 要一君	田名部匡省君	田村 秀昭君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
岸 信夫君	北岡 秀二君	松田 岩夫君	松村 祥史君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	福本 潤一君	松 あきら君
北川イツセイ君	杵掛 哲男君	松村 龍二君	松山 政司君	谷 博之君	千葉 景子君	山口那津男君	山下 栄一君
国井 正幸君	倉田 寛之君	三浦 一水君	水落 敏栄君	ヰルヂマルティ君	津田弥太郎君	山本 香苗君	山本 保君
小池 正勝君	小泉 昭男君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	那谷屋正義君	内藤 正光君	井上 哲士君	市田 忠義君
小林 温君	後藤 博子君	山崎 力君	山崎 正昭君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山下 英利君	山谷えり子君	羽田雄一郎君	白 眞敷君	小池 晃君	小林美恵子君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山本 一太君	山本 順三君	林 久美子君	平田 健二君	大門美紀史君	仁比 聡平君
桜井 新君	山東 昭子君	脇 雅史君	吉村剛太郎君	平野 達男君	広田 一君	吉川 春子君	大田 昌秀君
清水嘉与子君	椎名 一保君	浅尾慶一郎君	足立 信也君	広中和歌子君	広野ただし君	近藤 正道君	福島みずほ君
陣内 孝雄君	末松 信介君	伊藤 基隆君	朝日 俊弘君	藤本 祐司君	藤末 健三君	淵上 貞雄君	又市 征治君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	犬塚 直史君	池口 修次君	前川 清成君	松井 孝治君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	岩本 司君	今泉 昭君	松岡 徹君	松下 新平君	鈴木 陽悦君	角田 義一君
田浦 直君	田中 直紀君	小川 敏夫君	江田 五月君	円 より子君	水岡 俊一君		
田村 公平君	田村耕太郎君	大石 正光君	尾立 源幸君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
伊達 忠一君	竹山 裕君	大久保 勉君	大江 康弘君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	岡崎トミ子君	大塚 耕平君	柳田 稔君	山下八洲夫君		
段本 幸男君	鶴保 庸介君	神本美恵子君	加藤 敏幸君	山根 隆治君	山本 孝史君		
中川 雅治君	中川 義雄君	喜納 昌吉君	木俣 佳文君	蓮 舩君	和田ひろ子君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	工藤堅太郎君	北澤 俊美君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君		
中曾根弘文君	中原 爽君	小林 正夫君	郡司 彰君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
中村 博彦君	二之湯 智君	輿石 東君	小林 元君	浮島とも子君	加藤 修一君		
西島 英利君	野上浩太郎君	佐藤 道夫君	佐藤 泰介君	風間 昶君	草川 昭三君		
野村 哲郎君	長谷川憲正君	齋藤 勁君	佐藤 雄平君	木庭健太郎君	澤 雄二君		
橋本 聖子君	林 芳正君		櫻井 充君	白浜 一良君	高野 博師君		

藤井 基之君	島田智哉子君	谷合 正明君	遠山 清彦君
保坂 三蔵君	榎葉賀津也君	西田 実仁君	浜田 昌良君
舩添 要一君	田村 秀昭君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
松村 祥史君	高橋 千秋君	福本 潤一君	松 あきら君
松山 政司君	千葉 景子君	山口那津男君	山下 栄一君
水落 敏栄君	津田弥太郎君	山本 香苗君	山本 保君
森元 恒雄君	富岡由紀夫君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
山内 俊夫君	内藤 正光君	井上 哲士君	市田 忠義君
山崎 正昭君	西岡 武夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君
山谷えり子君	白 眞敷君	小池 晃君	小林美恵子君
山本 順三君	平田 健二君	大門美紀史君	仁比 聡平君
吉村剛太郎君	広田 一君	吉川 春子君	大田 昌秀君
足立 信也君	広野ただし君	近藤 正道君	福島みずほ君
朝日 俊弘君	藤末 健三君	淵上 貞雄君	又市 征治君
池口 修次君	松井 孝治君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
今泉 昭君	松下 新平君	鈴木 陽悦君	角田 義一君
江田 五月君	水岡 俊一君		
尾立 源幸君	森 ゆうこ君		
大江 康弘君	柳澤 光美君		
大塚 耕平君	山下八洲夫君		
加藤 敏幸君	山本 孝史君		
木俣 佳文君	和田ひろ子君		
北澤 俊美君	渡辺 秀央君		
郡司 彰君	魚住裕一郎君		
小林 元君	加藤 修一君		
佐藤 泰介君	草川 昭三君		
佐藤 雄平君	澤 雄二君		
齋藤 勁君	高野 博師君		
櫻井 充君			

反対者氏名

○名

日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年五月二十日

参議院議長 扇 千景殿

近藤 正道

日本原燃株式会社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚偽報告に関する質問主意書

原子力安全・保安院は今年一月十四日、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が過去に申請したガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析(以下「除熱解析」という。)の妥当性に疑義があるとして、解析の再評価を行うよう指示し、日本原燃は、一月二十八日に再評価結果を「特定廃棄物管理施設のガラス固化体貯蔵建屋B棟及び再処理施設においてガラス固化体を貯蔵する類の冷却構造を有する設備における崩壊熱の除去解析の再評価結果報告書」(以下「原燃資料」という。)で公表した。これによれば、日本原燃が過去に申請した除熱解析には虚偽が含まれていることが明らかにした。

日本原燃のガラス固化体貯蔵設備は、高レベル廃棄物管理施設にガラス固化体貯蔵建屋(以下「A棟」という。)及びガラス固化体貯蔵建屋B棟(以下「B棟」という。)、再処理施設に高レベル廃液ガラス固化体建屋(以下「固化体建屋」という。)、第一ガラス固化体貯蔵建屋・東棟(以下「東棟」という。)、及び第一ガラス固化体貯蔵建屋・西棟(以下「西棟」という。の五建屋からなる。このうち、A棟は既に海外から返還されたガラス固化体を収納しており、ここには除熱解析の誤りはないとされているが、他の四建屋にはすべて解析誤りのあることが原燃資料により示された。

A棟の除熱解析には誤りがないのに、他の四建屋で誤りが生じたのは、他の四建屋ではA棟と異なる設計を採用するように設計変更し、それに伴って除熱解析の対象が変化したのに、その変化を正當に評価しなかったからであった。ガラス固化体内の放射能が発する崩壊熱の除去は、外気を取り入れた空気流によって行われるため、ガラス固化体等温度の解析値は、その冷却空気流路の形態・構造に依存する。設計変更は、正にその形態・構造を変えるものである。具体的には、第一の設計変更は、「施工性を高めるため」に四建屋すべての冷却空気流路に設置された迷路板の位置、構造及び材質を変更するものであった。第二の設計変更は、平成十三年七月の再処理事業所再処理事業変更許可申請(以下「変更申請」という。)による再処理施設の西棟だけに關する設計変更である。その目的は「貯蔵を効率化するため」に、相対的に狭い面積上に多くのガラス固化体を貯蔵する方法に変更することであった。

これら両変更とも冷却空気の流れを悪くするため、ガラス固化体等の温度は高まるはずであった。事実、一月二十八日に公表された日本原燃のやり直し解析の結果によれば、温度は設計変更前より著しく高まり、特に東棟と西棟ではガラス固化体の中心温度が設計上の上限である五百度を超えている。すなわち、設計変更を正當に評価していれば、設計変更自体が不可能になるところであるはずだが、日本原燃は、設計変更を行ったどの

場合にも、ガラス固化体等の温度は設計変更前と全く同じ値で変化しないと結論付けて申請していた。これは、意図的誤り又は虚偽としか言いようのないことである。

日本原燃は、固化体建屋と東棟については既に工事が終了していたため、工事のやり直しのための「設計及び工事の方法の変更認可」申請を四月十八日に原子力安全・保安院に提出した。他の二建屋については、工事の前提である「設計及び工事の方法の認可」(以下「設工認」という。)の申請はされているが、まだ認可されていない段階にあるため、設工認の再申請を行う方針である。原子力安全・保安院も、これらの方針を妥当なものとして一月二十八日に評価している。そして、この二建屋の工事をやり直すことが、ウラン試験の最終段階である総合確認試験を実施するための条件だとされている。

しかし、今回の解析誤りが、前記のような温度の解析値を変えないという性格の誤りであること自体がまだ確認されているとは言えない。それと同様の誤りが他の設備の設計変更において生じていないことはもちろんまた検証されていない。また、この誤りに伴って工事のやり直しを行うに要する費用も明らかにされていない。さらに、このような誤りを犯した責任は全く問題にされないまま放置されている。これらの問題を明らかにするため、以下質問する。

- 一 迷路板の設計変更に伴う解析の誤りについて
B棟の設計変更に関して、平成十三年七月三十日付けの変更申請書の迷路板部と温度についての記述によると、迷路板部の断面積がA棟とB棟で異なることが確認されている。すなわち、B棟の迷路板部の断面積が入口、出口ともA棟と比較して著しく狭まっている。ところが、ガラス固化体等の温度については両建屋を区別することなく、共通の温度として記述している。B棟での温度が誤りであることは、今回のやり直し解析の結果明らかになっているが、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会はこれの内容を妥当とし、変更申請を許可している。
- 1 原子力安全・保安院は、変更申請書でのB棟での温度解析値が誤りであることを認めているか。
- 2 迷路板部の断面積が両建屋で著しく異なるにもかかわらず、B棟での温度をA棟での温度と区別しようとしていないことについては、どのように考えているか。
- 3 A棟では、シャフト断面積とそこに設置された迷路板部断面積が異なっているのはなぜか。また、B棟では、入口迷路板部断面積はどのように定義され計算されているか。変更申請書にある「断面積四・〇平方メートル」は具体的にどのような計算によって算出された値か。
- 4 原燃資料十五頁には、迷路板部の構造を決

める四つの量として、a、b、BC及びLB
Cが定義されている。これらの具体的な数値
を、A棟以外の四つの建屋について、かつ入
口と出口それぞれについて明らかにされた
い。

5 日本原燃は平成十五年十月一日付け変更申
請によって、B棟の入口迷路板部断面積四・
〇平方メートルを二・七平方メートルに変更
している。迷路板部断面積がさらに狭まった
分、ガラス固化体の温度等は何らかの変更を
受けるはずであるにもかかわらず、実際は温
度について何も変更していないが、どのよう
に考えるか。

6 日本原燃はB棟に関する誤りを「文献式の
解釈間違い」と称しているが、その判断を原
子力安全・保安院は妥当なものと呼びしてい
るのか。もしそうであるなら、B棟の入口迷
路板部断面積四・〇平方メートル及び二・七
平方メートルという評価がいかなる文献式の
解釈間違いによって生じたのか、また、なぜ
ガラス固化体の温度等の解析値が変化しな
かったのか、具体的に説明されたい。

7 除熱解析の対象が変化したにもかかわらず、
ガラス固化体等の温度が全く変更しない
などというのは一般にあり得ないことではな
いか。除熱解析を正当に行えば、日本原燃の
目的である「施工性を高める」ような設計変更

自体が不可能になるため、温度については一
切変更しないという虚偽の申請を行ったとし
か考えられないが、どのように考えるか。

8 東棟と西棟については、平成八年の変更申
請の段階では、除熱解析の対象となる貯蔵
ビットが両者で同一であったため、ガラス固
化体等の温度は両者で区別せず共通の値が記
述されている。平成八年の変更申請では、B
棟の迷路板がA棟と異なるように設計変更さ
れたのと同様の設計変更が東棟と西棟でもな
されているが、ここでもやはり温度は何ら変
更されていないものを、当時の科学技術庁と
原子力安全委員会が許可している。これにつ
いても、B棟に関する誤りと同様の問題があ
るが、B棟に関する1から7までの各質問項
目に沿って、同様に東棟及び西棟についても
それぞれ見解を示されたい。

二 西棟における設計変更について
平成十三年七月の変更申請で行われた西棟だ
けに固有の設計変更では、貯蔵ビットに収納す
るガラス固化体の収納管の二十本の列が四列か
ら七列に変更されたが、ビット横幅は六メー
トルから八メートルに変更されただけであつた。
すなわち、収納量は一・七五倍になったが収納
面積及び冷却空気流路幅は一・三三倍にしか
ならず、この方式を日本原燃は「貯蔵の効率化」と
称している。この方式に変えれば冷却空気の流
れが悪くなるのは一目瞭然であるが、日本原燃

はやはりガラス固化体等の温度を一切変更せず
に変更申請し許可されている。

1 日本原燃のやり直し解析結果によれば、西
棟でのガラス固化体の中心温度は六百二十四
度となって設計の上限である五百度を超える
ことになるが、原子力安全・保安院はこの結
果を認めているのか。

2 東棟でのガラス固化体中心温度のやり直し
解析の結果は五百十九度であり、西棟の方が
高くなっている。この違いは西棟での「貯蔵
の効率化」によるもので、迷路板の設計変更
とは別の効果であることを認めるか。

3 この「貯蔵の効率化」に伴う解析の誤りがな
ぜ生じたのかについて、日本原燃は何も説明
をしていないのではないか。もし何か説明を
しているならば、どこで説明しているか具体
的に示されたい。

4 この新たな設計変更にもかかわらず、日本
原燃はまたも温度が全く変わらないものとし
て変更申請していた。仮に迷路板の設計変更
によって偶然にも温度が変化しなかったとし
ても、別の設計変更でまたも温度が変化しな
いなどというのはあり得ないことではない
か。原子力安全・保安院の見解を明らかにさ
れたい。

5 このとき温度を変えないまま虚偽の申請を
したのは、「貯蔵の効率化」を優先させた結果
ではないのかと考えるが、いかがか。

三 同様の誤りが他の設備にないことの検証につ
いて

日本原燃は今回の解析誤りを「文献式の解釈
間違い」とし、同様の誤りが他の施設・設備に
ないことは確認したとしているが、その確認
は、ある対象用の計算式を条件の異なる対象に
適用するような場合に限られている。しかし、
日本原燃の犯した誤りは、直接的には、設計変
更によって解析の対象が変わったのに、解析結
果を全く変更しなかったというものであり、そ
れも二種類の設計変更について行われていた。

1 迷路板部の設計変更と同様の「施工性を高
める」設計変更によって解析対象が変わった
のに、解析結果を変更前と同じ値にしたとい
うような誤りが、他の施設・設備に存在しな
いことは確認されているのか。

2 「貯蔵の効率化」と同様の設計変更によって
解析対象が変わったのに、解析結果を変更前
と同じ値にしたという誤りが、他の施設・
設備に存在しないことは確認されている
のか。

四 工事のやり直しに係る費用について
日本原燃は既に工事が終了している固化建屋
と東棟について、既設の迷路板等を撤去し、別
の箇所に新たに付け直す等の工事を行うことに
している。そのために要する費用を明らかにさ
れたい。

五 解析誤りに関する責任について

- 1 解析誤りを犯した責任は、日本原燃と元請企業のいずれにあるのか明らかにされたい。
- 2 解析誤りを含む変更申請を許可したこと及び設計認可申請を認可したことに関する原子力安全・保安院(旧科学技術庁を含む。)及び原子力安全委員会の責任をどのように考えるか、明らかにされたい。

平成十七年六月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員近藤正道君提出日本原燃株式会社に
よるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析虚
偽報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

参議院議員近藤正道君提出日本原燃株式会
社によるガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除
去解析虚偽報告に関する質問に対する答弁
書

一の1、2及び7について

お尋ねの「平成十三年七月三十日付けの変更
申請書」(以下「平成十三年廃棄事業変更許可申
請書」という。)は、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法
律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」とい

う。)第五十一条の五第一項の規定に基づく廃棄
事業に係る変更の許可(以下「廃棄事業変更許
可」という。)を求める申請書であるが、原子力
安全・保安院(以下「保安院」という。)において
は、廃棄事業変更許可を行うに当たっては、廃
棄物管理施設の仕様の概略を基本設計又は
基本的設計方針について審査を行っていること
であり、より具体的な施設の安全性について
は、原子炉等規制法第五十一条の七第一項又は
第二項の規定に基づく特定廃棄物管理施設に
関する設計及び工事の方法の認可(以下「廃棄物
管理施設設計認可」という。)を行う段階で、詳細設
計を基に確認しているところである。お尋ねの
「ガラス固化体等の温度」については、廃棄物管
理施設設計認可を行う段階で安全性確保の観点か
ら審査を行っているところであり、廃棄事業変
更許可の申請書の添付書類には、施設の仕様の
概略を基に申請者が計算したガラス固化体等の
温度が参考として記載されているものの、廃棄
事業変更許可を行う段階で、その妥当性等を検
証しているわけではないことから、お尋ねの点
にお答えすることは困難である。

なお、平成十六年十月二十九日に日本原燃株
式会社(以下「日本原燃」という。)が経済産業大
臣に提出した廃棄物管理施設設計認可の申請書に
ついては、保安院において、お尋ねの「B棟」
(以下「B棟」という。)に係る崩壊熱除去解析の
結果に誤りがあった理由等につき日本原燃から

説明を受けたところであるが、当該説明に特に
問題とすべき点はなく、日本原燃が故意に誤つ
た内容の申請を行ったとは考えていない。

一の3及び5について

平成十三年廃棄事業変更許可申請書におい
て、お尋ねの「A棟」の迷路板部断面積は、シャ
フト断面積からシャフト内に設置された迷路板
の面積を除いた面積であり、このため、シャフ
ト断面積の値と迷路板部断面積の値は異なるも
のとなっているところであると承知している。

また、B棟においては、迷路板がシャフト内
ではなくシャフトと下部プレナムを結ぶ導管の
内部に設置されているところ、お尋ねの「入口
迷路板部断面積」は、当該導管の断面積から迷
路板の面積を除いた面積であると承知してい
る。

B棟の入口迷路板部断面積が約四・〇平方
メートルである旨の平成十三年廃棄事業変更許
可申請書の記述については、実際には迷路板部
断面積を約二・七平方メートルとする予定で
あったにもかかわらず、日本原燃において平成
十三年廃棄事業変更許可申請書を作成する際、
誤って「約四・〇平方メートル」と記述してし
まったものであると承知しており、平成十五年
十月一日に日本原燃が経済産業大臣に提出した
「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書
本文及び添付書類の一部補正について」によ
り、入口迷路板部断面積は約四・〇平方メー

ルではなく、約二・七平方メートルである旨の
訂正がなされているところである。その際、平
成十三年廃棄事業変更許可申請書のその他の部
分については、B棟の入口迷路板部断面積が約
二・七平方メートルであるとの前提で作成され
ていたところ、ガラス固化体の温度等に関する
記述については、特に訂正を行う必要がなかつ
たものであると承知している。

一の4について

お尋ねの「a、b、BC及びLBC」の数値に
ついては、承知していない。

一の6について

お尋ねは、平成十七年一月二十八日に日本原
燃が保安院へ提出した「特定廃棄物管理施設の
ガラス固化体貯蔵建屋B棟及び再処理施設にお
いてガラス固化体を貯蔵する類似の冷却構造を
有する設備における崩壊熱の除去解析の再評価
結果報告書」(以下「再評価結果報告書」という。)
の記述に関するものと考えているが、保安院とし
ては、再評価結果報告書の内容に特に問題とすべ
き点があるとは考えていない。

また、B棟の入口迷路板部断面積が約四・〇
平方メートルから約二・七平方メートルに訂正
された件については、一の3及び5についてで
述べたように、「文献式の解釈間違い」により生
じた誤りを訂正したものではないと承知してい
る。

一の8について

B棟に関する1から7までの各質問項目に沿ってお答えすると、次のとおりである。

①1及び7について

お尋ねの「平成八年の変更申請（以下「平成八年再処理事業変更許可申請」という。）は、原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理事業に係る変更の許可（以下「再処理事業変更許可」という。）を求める申請であるが、旧科学技術庁においては、再処理事業変更許可を行うに当たっては、再処理事業の仕様の概略を基本設計又は基本設計方針について審査を行っているところであり、より具体的な施設の安全性については、原子炉等規制法第四十五条第一項又は第二項の規定に基づく再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可（以下「再処理施設設計認可」という。）を行う段階で、詳細設計を基に確認しているところである。お尋ねの「ガラス固化体等の温度」については、再処理施設設計認可を行う段階で安全性確保の観点から審査を行っているところであり、再処理事業変更許可の申請書の添付書類には、施設の仕様の概略を基に申請者が計算したガラス固化体等の温度が参考として記載されているものの、再処理事業変更許可を行う段階で、その妥当性等を検証しているわけではないことから、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

なお、平成十一年二月二十四日及び平成十五年三月六日に日本原燃が旧科学技術庁長官及び経済産業大臣に提出した再処理施設設計認可の申請書については、保安院において、お尋ねの「東棟」（以下「東棟」という。）及び「西棟」（以下「西棟」という。）に係る崩壊熱除去解析の結果に誤りがあった理由等につき日本原燃から説明を受けたところであるが、当該説明に特に問題とすべき点はなく、日本原燃が故意に誤った内容の申請を行ったとは考えていない。

②2、3及び5について

平成八年再処理事業変更許可申請に係る申請書には、シャフト断面積及び迷路板部断面積は記載されていない。

③4について

一の4について述べたように、東棟及び西棟に係る「a、b、BC及びLBC」の数値については、承知していない。

④6について

一の6について述べたとおり、保安院としては、再評価結果報告書の内容に特に問題とすべき点があるとは考えていない。

また、②で述べたとおり、平成八年再処理事業変更許可申請に係る申請書には、シャフト断面積及び迷路板部断面積は記載されていない。

二の1について

日本原燃からは、再評価結果報告書に示され

ている西棟に係る崩壊熱除去解析の再評価の結果を踏まえ、平成十五年三月六日に経済産業大臣に提出した再処理施設設計認可の申請書（以下「平成十五年再処理施設設計認可申請書」という。）の補正を行う予定であると聞いており、当該補正がなされた後、西棟に保管されるガラス固化体の中心温度に係る部分を含め、補正後の当該申請書の内容について審査を行うこととなる。

二の2について

日本原燃からは、西棟については、設計上、一貯蔵ピット当たりのガラス固化体の貯蔵本数が東棟よりも多いこと及び迷路板の寸法、形状等が東棟と異なっていることから、西棟に貯蔵されるガラス固化体の温度が東棟のものよりも高くなるという評価結果になったと聞いている。

二の3について

お尋ねの点については、再評価結果報告書において、西棟の「ガラス固化体の貯蔵密度を増大したため、迷路板の寸法・形状等の変更を行った」際に、「迷路板の圧力損失を再度計算したが、計算方法に誤りがあったため「圧力損失計算結果が小さくなる方向になった」旨の記述がある。

二の4及び5について

お尋ねの「平成十三年七月の変更申請」は、再処理事業変更許可を求める申請であるが、一の8についての①で述べたように、ガラス固化体

等の温度については、再処理事業変更許可を行う段階で、その妥当性等を検証しているわけではないことから、お尋ねの点にお答えすることは困難である。

なお、一の8についての①で述べたように、平成十五年再処理施設設計認可申請書において西棟に係る崩壊熱除去解析の結果に誤りがあった点については、日本原燃が故意に誤った内容の申請を行ったものであるとは考えていない。

三について

保安院としては、再評価結果報告書の内容に特に問題とすべき点があるとは考えておらず、お尋ねの点については、特に確認をしていない。

四について

お尋ねの費用については、承知していない。

五の1について

お尋ねの「解析誤り」は、廃棄物管理施設設計認可の申請書に係るものであり、当該申請書の内容については、申請者である日本原燃が責任を負うべきものであると考えている。

五の2について

一の1、2及び7について、一の8についての①及び二の4及び5について述べたように、お尋ねの「解析誤り」に係るガラス固化体等の温度については、再処理事業変更許可及び廃棄事業変更許可の段階で審査を行うこととはしておらず、これらの許可については、許可を

行つた旧科学技術庁及び保安院並びに当該許可について意見を述べた原子力安全委員会の対応に、「解析誤り」との関係で問題が生じることはないものと考えている。

また、平成十年六月二十六日及び平成十一年二月二十四日に日本原燃が旧科学技術庁長官に提出した再処理施設設置承認の申請書については、申請書で用いられている解析方法等に基づき適切な計算がなされていることを前提に、当該解析方法等の妥当性について審査を行ったところ、計算の過程における誤りを発見できなかったところであるが、今後、申請書に用いられている解析方法と異なる方法を用いて解析結果の妥当性を確認するクロスチェック解析などにより保安院における審査に万全を期するとともに、日本原燃に対し、適切な事業実施のための体制を確立するよう指導するなど、今回のような事態の再発の防止に万全を期してまいる所存である。

北朝鮮貨客船「万景峰九二号」の積荷に関する
質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年五月二十四日

白 眞勲

参議院議長 扇 千景殿

北朝鮮貨客船「万景峰九二号」の積荷に関する
質問主意書

平成十七年五月十八日、五か月半ぶりに、北朝鮮より「万景峰九二号」が、国民のつくる不信感と拉致被害者の家族会などの抗議の中、新潟港に入港した。

新潟県に提出された運航計画書によると、「万景峰九二号」は、六月末までに五回入港を予定しており、五月二十三日にも新潟港に入港している。

政府は、北朝鮮の不誠実な対応により、拉致被害者家族を始め日本国民が有する不信感を重く受け止めるべきである。「万景峰九二号」は、過去、多額の現金の持ち出しや密輸にも関与していたと疑われており、政府は、関係法令の遵守を徹底するべく立入検査等を徹底して行わなければならない。また、それらの検査により法律違反があった場合には、今後、入港禁止等も含めた対応も真剣に検討されるべきであることは言及するまでもない。

以上の観点から、以下質問する。

一 「万景峰九二号」によって日本から北朝鮮に対して違法な輸出が行われたり、軍事目的の転用や一部の北朝鮮政府関係者のみの享受が可能な物品が輸出されたりすることは認められるべきではないと考える。そこで、五月十八日及び二十三日の入港時に北朝鮮向けとして積み込まれた積荷について質問する。

1 通関時に把握している現金の件数、件別の金額及び総額を示されたい。また、検査などにより、違法な現金の持ち出しが発覚している場合、その件数、件別の金額と総額及びそれに対する措置についても示されたい。

2 メロン、ワイン、霜降り和牛及びその他高級食材は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、購入先、価格等通関時に把握している情報を示されたい。

3 電子電気製品は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、メーカー名、購入先、価格等通関時に把握している情報を示されたい。

4 機械部品は含まれているか。含まれている場合には、その名称、数量、メーカー名、購入先、価格等通関時に把握している情報を示されたい。

二 政府は、我が国の平和及び安全を維持するため平成十六年六月に施行された特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の「万景峰九二号」に対する適用の可否について、どのような見解を有するか示されたい。
右質問する。

平成十七年六月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰九二号」の積荷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

九二号の積荷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出北朝鮮貨客船「万景峰九二号」の積荷に関する質問に対する
答弁書

一について

個別の船舶、輸出者等に関し通関時に把握した情報や税関がとった措置については、これらを公にすることにより、今後、正確な事実の把握を困難にし、税関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること及び船舶の所有者、輸出者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えた。

なお、新潟港において平成十七年五月に通関された北朝鮮向け輸出品の貿易額等については、同年六月末に貿易統計として公表する予定である。

二について

政府として、万景峰九二号に対し特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号)に基づいた入港禁止措置をとることは、現時点においては考えていない。

被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提

出する。

平成十七年五月二十五日

犬塚 直史

参議院議長 扇 千景殿

被爆二世の健康診断の充実に関する質問主意書

広島と長崎にある放射線影響研究所(以下「放射線研究所」といふ)では、被爆者とその子供の健康状態及び死亡率に関する調査研究を行っているが、調査対象者の四五%以上が生存しており、その結果を得るために今後数十年調査を継続することが予定されている。被爆二世への放射能の遺伝的影響について医学的・科学的知見を得るまでの間、政府は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」といふ)に対しての衆議院厚生委員会附帯決議第五項の趣旨を踏まえ、健康診断の充実を図るはずであるが、がん検診が含まれていないなど、不十分な内容であり不安解消になっていない。

そこで、以下質問する。

一 被爆二世への放射能の遺伝的影響

厚生労働省健康局総務課では、被爆二世には放射能に起因する健康被害はないとしている。放射線研究所の研究が現在も進められているにもかかわらず、なぜそのような予見に基づいた対応を行政が行うのか。その理由を明確に示されたい。

二 附帯決議を遵守する政府の意思

平成六年十二月一日、衆議院厚生委員会における被爆者援護法採決後に、「二世の健康診断については、・・・一層充実を図ること。」を第五項に含む附帯決議が議決された。この際、当時の井出厚生大臣は、「ただいま御決議のありました附帯決議につきまして、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。」と所信を述べているが、政府は、現在でもこの附帯決議を遵守する意思はあるのか。明確に示されたい。

三 被爆二世・三世の人口調査

健康不安を抱えて生活する被爆二世・三世の存在があり、昭和四九年以来被爆世帯の健康調査に関する研究を実施しているにもかかわらず、未だに被爆二世・三世の総数が把握できていない。実態の把握なしに調査研究ができるのか。明確に示されたい。

四 被爆二世を対象とする健康診断にがん検診が入っていない理由

被爆二世の健康不安の解消を図るために行われているとされる健康診断に、被爆二世最大の不安要因であるがん検診が入っていないのは不安解消にならない。そのため、検診者の数も減少傾向にある。被爆の遺伝的影響に不安を感じている二世に対し、一般的健康診断を行っても不安解消にはならないと考えるが、なぜ、

がん検診が行われないのか。明確に示されたい。

右質問する。

平成十七年六月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員犬塚直史君提出被爆二世の健康診断の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員犬塚直史君提出被爆二世の健康診断の充実に関する質問に対する答弁書

一について

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射能による「被爆二世」への遺伝的影響(以下単に「遺伝的影響」といふ)については、これまでに「遺伝的影響」といふ。このため、厚生労働省健康局総務課では、現在のところ、「被爆二世」には放射能に起因する健康被害はないと考えており、遺伝的影響があることを前提とした施策も行っていないところである。

二について

政府としては、御指摘の附帯決議の趣旨を尊重して努力する考えであり、財団法人放射線影響研究所における遺伝的影響に関する調査研究

に対して補助を行うとともに、都道府県知事、広島市長及び長崎市長に委託して被爆二世健康診断調査事業を実施している。

三について

御指摘の「昭和四九年以来被爆世帯の健康調査に関する研究を実施」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、これまでの財団法人放射線影響研究所における遺伝的影響に関する調査研究については、統計学的手法を用いて行われてきているところであり、これを行う上で、必ずしも「被爆二世・三世」の総数を把握する必要はないものと考えている。

四について

被爆二世健康診断調査事業において健康診断を実施しているが、一について述べたように、遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないことから、その内容にがん検診は含まれていない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三三〇円 三〇円	本号一部